

平成30年12月14日

◎加藤委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。(9時59分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日、火曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、部長の総括説明のみとし、各課長の説明を省略したいと思っておりますので、御了承願います。

《産業振興推進部》

◎加藤委員長 それでは、産業振興推進部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎井上産業振興推進部長 それでは産業振興推進部の提出議案につきまして、御説明をさせていただきます。当部からは歳出の補正予算と繰越明許費を提出させていただいております。お手元の産業振興土木委員会資料の産業振興推進部、青インデックスで産業振興推進部と書いている1枚目のほうをお願いいたします。

12月補正予算は、その補正額の計の欄にありますように、合計で858万8,000円の人件費の減額となっております。主な理由は、職員の給与に関する条例の改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させたことによるもののほか、職員の新陳代謝や共済費負担率の変更などによるものです。

続いて、資料ナンバー①、高知県議会定例会議案補正予算の5ページのほうをお願いいたします。表の左側の1番上になりますけれども、産業振興推進事業費、2,380万3,000円の繰越明許費を提出させていただいております。産業振興推進総合支援事業費補助金について、事業実施主体の工事の遅延により繰り越しをお願いするものでございます。詳細は後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後になりますが、先ほどの産業振興推進部の資料のほうにお戻りいただきまして、赤のインデックスで審議会等というのがあると思います。そちらのページをお願いいたします。この9月14日に高知県産業振興計画フォローアップ委員会を開催いたしましたので、その審議概要を記載しているところがございます。以上で私からの説明を終わります。

〈計画推進課〉

◎加藤委員長 続いて、計画推進課の説明を求めます。

◎土居内計画推進課長 計画推進課長の土居内でございます。

計画推進課の補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料②、議案説明書補正予算の68ページをお願いいたします。

先ほど部長のほうからも御説明をさせていただきましたが、事業名の欄の産業振興推進事業費のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金に關しまして、事業実施主体の工事の遅延のため、年度内の完成を見込めないものがありますことから、2,380万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

詳細につきましては、参考資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。別とじの赤色のインデックス、計画推進課をお願いしたいと存じます。

産業振興推進事業費補助金につきましては、産業振興計画を効果的に実行いたしますため、地域アクションプラン等に位置づけられた事業などを対象に、食品加工とか担い手育成などの取り組みを支援する総合補助金でございます。

今回、繰り越しを予定いたしております1件の事業内容につきましては、複数の講師により複数の研修生が同時に学べる、学校形式の土佐打刃物の職人育成施設を整備するもので、事業実施主体は高知県土佐打刃物連合協同組合で、香美市を通じた間接補助となります。概算事業費につきましては4,760万7,000円。このうち、県の補助額は2,380万3,000円となっており、全額の繰り越しをお願いするものでございます。

開校までのスケジュールにつきましては、既に11月に補助金審査会を開催いたしまして、繰越予算をお認めいただけましたら今月下旬に補助金の交付決定を行い、来年10月1日の開校に向けまして準備を進めていくこととなっております。私からの説明は以上でございます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 この開校まで1年ぐらいあるわけですが、この研修の期間と、どういう人が講師になって、どういうところを目指していくのかを。

◎土居内計画推進課長 開校は来年10月1日を予定しておりまして、研修の期間は2年間を予定しております。1年3人を上限に研修を受け入れるということですので、最大6人の研修生を受け入れる計画となっております。

この2年間で基礎的なことを学んで、2年間学んで直ちに独立ができるということでは

なかなかないと思いますので、その後も3年間ぐらいきちっと修行をして、その間もこの施設においてフォローアップの研修を行っていくことで、予定しているところです。5年ぐらい、いろいろ研修で学べると独立ができるんじゃないかという計画のもとに、今、事業計画を組み立てているところでございます。

講師につきましては、地元の刃物の事業者さん、そういった方が既に御登録、御承諾をいただいておりますので、そういった複数の講師の方が教える形になっております。

◎西森委員 今土佐打刃物の職人の方は、県内に何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

◎土居内計画推進課長 人数はちょっと把握しておりませんが、調査では平成12年度の調査と平成28年度の調査がございまして、平成12年度調査でいうと県内162事業者がございまして、平成28年度調査ではこれが県内68事業者、3分の1ぐらいに減ってきている状況となっております。

◎西森委員 この研修施設をつくって、最終的に何人ぐらいまでふやしていこうとされているのか。

◎土居内計画推進課長 実際には、これは香美市のほうで土佐打刃物の職人を育てていくという事業でございまして。先ほどは県内の状況についてお話をさせていただきましたが、香美市のほうでは平成12年度の79事業者が、平成28年度には32事業者まで減ってきている状況です。平成28年度調査の中で、生産者の70%以上がもう50歳以上といった調査結果もございまして、これ以上の職人の減少がないように食いとめていくという考え方のもとに、現状では1年間最大6人の研修生を受け入れる計画になっております。

◎西森委員 香美市以外の方が研修を受けたいという場合も、受けられるということなんですか。

◎土居内計画推進課長 そこについては、基本的には香美市がいろんな形で補助金も出すことになっておりますので、香美市を優先するんじゃないのかなとは思いますが、ほかのところを排除するという内容は、今の段階では聞いておりません。

◎西森委員 4,700万円余りの事業ということで、恐らく研修棟の整備だとか、研修機器をそろえていくことになるという内容でよろしいんでしょうか。

◎土居内計画推進課長 きょう説明をさせていただいた事業費については、この研修施設の施設、それから設備の整備の事業費に対して、産業振興の補助金で支援をさせていただくものでございます。それ以外にも、実際に講師の方々の謝金であるとか、あるいは研修を受ける方に対しての研修の手当に対しても、国の補助金あるいは工業振興課でそういった補助金がございますので、そういった補助金も使いながら総合的に支援をさせていただきたいと考えております。

◎西森委員 研修を受ける方が研修料、受講料みたいなのを支払わないといけないんでしょうか。先ほどの課長の話だと、逆に何かもらえるみたいなお話だったと思いますが。

◎土居内計画推進課長 工業振興課で制度をつくっているんですが、国の指定の伝統的工芸品、それから高知県指定の高知県伝統的特産品、こういった指定をしているものについて研修を受ける場合には月額15万円の研修の補助、これに対して県が3分の2の補助を出す形になっています。こういった形で研修生に対しては月当たり15万円の補助というか研修手当がいくことになりましたけれども、この施設で研修を受ける場合には、月2万円の研修受講料の負担をいただく形になっております。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

《中山間振興・交通部》

◎加藤委員長 続いて中山間振興・交通部について行います。

議案について、まずは部長の説明を求めます。

◎川村中山間振興・交通部長 それでは、所管の提出議題について御説明をいたします。右肩に②と記載をしております、議案説明書補正予算の73ページをお開きください。

中山間振興・交通部につきましては、中山間地域対策課、鳥獣対策課、交通運輸政策課の3課合わせまして1,162万5,000円の減額補正をお願いしております。内容は3課とも全て人件費の減額でございます。その主な理由は、今議会に条例改正案を上程させていただいている給与改定によるもののほか、職員の人事異動等によるものから共済費の負担率の変更等によるものでございます。

また、このほかに報告事案が2件ございます。一つ目は、とさでん交通の取り組み状況等についてでございます。とさでん交通の本年の4月から9月までの上半期の経営実績等について、御報告をさせていただきます。

二つ目は、本年5月に立ち上がりました、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議における検討状況につきまして、御報告をさせていただきます。詳細につきましては、交通運輸政策課長及び交通運輸政策課企画監から御説明申し上げます。

私からは以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 先ほどもそうですけれども、人件費の補正の分は、給与改定の分で増額になっている分があるわけですね。一方で減額になっている新陳代謝部分があって、そのプラスマイナスで減額になっていると思うんですけれども、そのプラスの分とマイナスの分はどんなふうになっているかお聞きしたいんですが。もしあれやったら表か何かでいただけたら。丸めて数字が出ているので、ちょっとそこがわかりにくいんですが。

◎川村中山間振興・交通部長 減額の分でございますが、中山間地域対策課につきましては人事異動によるものでございまして、589万9,000円でございます。それから鳥獣対策課につきましては、これも人事異動による職員数1名減によるもの。これは市町村への派遣

職員による減で467万1,000円。交通運輸政策課は人事異動によるものと、育児休暇の取得による給与減から、給与構成の変更による減となっております。済みません、増についての資料は持ってありませんが、減についての詳細な理由はそれでございます。

◎坂本（茂）委員 けんどそれは増と減とでプラスマイナスして。例えば今の鳥獣対策課だったら増と減で467万1,000円でしょう、467万1,000円の減だけじゃないですよ。

◎川村中山間振興・交通部長 済みません、その細かい資料を持ち合わせてございません。

◎坂本（茂）委員 各部が今からそんな説明をするんでしょうけれども、本当は増と減があって、それでここに出てくる減額分がある。場合によっては増額分の課もあるかもしれないということであれば、そこはちゃんとそういう説明ができんといかんがじゃないですかね。

◎川村中山間振興・交通部長 おっしゃるとおりでございます。今持ち合わせておりませんので、後ほどペーパーをとということでよろしゅうございますでしょうか。

◎坂本（茂）委員 はい。

◎加藤委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部の議案を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎加藤委員長 続いて中山間振興・交通部から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

最初に、とさでん交通の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎濱田交通運輸政策課長 交通運輸政策課長の濱田でございます。

それでは、とさでん交通の取り組み状況等につきまして、この12月4日に開催をされましたモニタリング会議の概要を御報告させていただきます。お手元の資料の赤色の交通運輸政策課のインデックスのあるページをお開きください。

モニタリング会議とは、四半期ごとに会社側から四半期単位の経営状況等につきまして御報告をいただく会議でございまして、今回の第16回のモニタリング会議では、ことしの4月から9月までの上半期の経営実績につきまして会社から説明がございましたので、その内容につきまして御報告させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、上半分の右下の番号が3のスライドをごらんください。こちらの表は会社全体の損益計算書を計画値と対比したものでございます。左端の列は年間の計画値、左から4列目は本年度の上半期の実績値、左から5列目は計画値に対する進捗率となっております。なお、今回は上半期の実績の御報告になりますので、進捗率は50%が計画の達成状況をはかる一つの目安になろうかと考えております。

まず、1番上の行の売上高につきましては、55億600万円の計画値に対しまして、左から4列目の上半期の実績値は、28億9,800万円余り、計画に対する進捗率は53%となっております。

ます。人件費や動力費など営業費用につきましては、勘定科目により増減はございますけれども、合計では27億1,200万円、進捗率は50%となっております。

その結果、網掛けをしております営業利益につきましては、2億1,800万円の赤字となっておりますが、計画値を上回って推移している状況となっております。営業利益に営業外収益と営業外費用を加減いたしました経常利益につきましても、2億200万円の赤字となっておりますが、こちらも計画を上回って推移をしております。

その下の特別利益は、大部分が国や県、市町村の制度に基づきます路線バスの運行に対する補助金でございますが、これらの補助金は、そのほとんどが上半期に交付をされますことから、上半期の実績は900万円となっております。

次の特別損失には、特別利益で受け入れをいたしました補助金等を圧縮記帳によりまして費用化したものなどが計上されております。これらを踏まえまして上半期の税引後の最終当期純利益は、2億600万円の赤字となっているということでございます。

次のページをお願いいたします。次に、路線バス部門と軌道、路面電車の部門の専属営業損益につきまして御説明させていただきます。まず路線バスでございます。右下の番号が5のスライドをごらんください。売上高は計画値10億6,400万円に対しまして、上半期の実績は5億700万円。48%の進捗率となっております。営業費につきましては、合計で7億5,800万円、進捗率は52%となっております。これらの結果、本社費用などの共通経費を部門に配賦する前の部門の営業損益を意味いたします専属営業損益は、2億5,000万円の赤字となっております。

次に軌道、いわゆる路面電車でございます。右下の番号が6のスライドをごらんください。売上高は計画値の10億円に対しまして、上半期の実績で5億5,000万円と、55%の進捗率となっております。営業費につきましては、合計で5億700万円、56%の進捗率となっております。これらを踏まえまして軌道部門の専属営業損益は、4,300万円の黒字となっております。

ページを1枚おめくりください。番号7、8のスライドは路線バス、あと軌道の利用状況についてでございます。まず番号7のスライド、路線バスでございます。冒頭に青い文字で記載をしておりますとおり、運送収入は前年比95%、ICカードですかによります利用者、利用されたお客様の数は前年比95%となっております。会社側から収入及び利用者の減少の理由につきましては、一つに昨年の10月から高知市と安芸市を結びます路線を、子会社の東部交通に移管をしたことによるもの。また、2点目としまして、7月の豪雨でありますとか8月、9月の台風によりまして、運休が例年以上に多かったことが考えられる、との説明がございました。

なお、ICカードだけではなくて現金での利用も含めました、上半期の全体の利用者の数につきましては157万3,000人、前年比97%となっております、同様に安芸市と結ぶ路

線の子会社への移管などによる影響が大きかったのではないかと分析している、との説明がございました。

次に、番号8のスライドをごらんください。軌道でございます。軌道につきましては、運送収入は前年比104%、I Cカードによります利用者の数は前年比99%と、比較的堅調に推移をしております。現金での御利用も含めました上半期全体の利用客数は320万人、前年比102%となっております。会社側からは、観光客の増加や各種の利用促進のための取り組みの効果により、現金での利用者を中心に好調に推移したとの説明がございました。

次のページをお願いいたします。番号9のスライドをごらんください。こちらは公共交通の利用促進に向けました取り組みを、一覧にしたものでございます。中でも特徴的なものとしまして表の5番、ローラー活動につきましては、平成27年10月から開始したものでございまして、社長以下役員、社員の皆さん、大体毎回30名程度が毎月1回、バスや電車の沿線地域に出向きまして、住民の方々に直接お話もさせていただいて、時刻表でありますとか各種の割引サービスの一覧をお渡しする、という地道な取り組みを重ねているものでございます。

次の表の14番につきましては、将来の利用者になります小学生の皆さんに、公共交通に興味を持ってもらうための取り組みの一環といたしまして、小学校を訪問いたしまして、バスの乗車体験などを行う出前講座というものを昨年2月から開始しております。これまでに延べ14の小学校で実施しております、今後も継続して実施していく計画だとお聞きもしております。

続きまして、番号10のスライドをごらんください。こちらは公共交通に関する設備投資計画の実施状況でございます。とさでん交通の事業再生計画では、毎年5台ずつ低床型の路線バスを導入する計画としておりまして、これまで計画に沿いましてバスの更新が行われているとの説明がございました。とさでん交通になる前、旧土佐電鉄と県交通の時点では、両者合わせまして低床型のバスの台数は44台しかございませんでしたが、ことしの9月末時点の台数は68台と、24台増加をしております。路線バス全体に占めます低床型のバスの割合も53.5%と、半数を超えてきておりまして、御高齢の方などにとりましても利用しやすい環境が、徐々にではありますけれども整いつつあるとの説明もございました。

以上で御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 2点ほどお伺いしたいんですけれども。一つは8ページと書いたところの公共交通利用状況（軌道）のほうで、減少要因の中の一つに、ナイスエイジカードの利用者減があるんですけれども。これは一方で高齢化しゆう中で、65歳以上の人でこれを利用しない方がふえているということなんでしょうか。もう一つは、今、一宮のほうの、前の県交通の駐車場というか、あそこを今改装しゆうと思うんですが、資産というか、跡

地の今の整備状況のはどんなふうになっているか教えていただけますか。

◎濱田交通運輸政策課長 まず1点目のナイスエイジカードにつきましては、高知市の施策として、65歳以上の御高齢の方に対してちょっと割引率の高い、ですかを販売しているものでございまして。なぜ減少したかというところの言及はございませんでしたが、この期間に前年と比べて少し利用が減ったということではないかと思っています。また高知市のほうとも、そこは確認をしてみたいと思っています。

あと2点目の一宮につきましては、まず状況につきまして御説明をさせていただきますと、あそこにつきましては、もう解散といいましょうか消滅いたしましたけれども、清算会社である高知県交通の持ち物でございました。逆に言うと、とさでん交通の資産ではございません。旧高知県交通の特別清算をする過程で、あそこの土地が売りに出まして、マルナカが買い取ったという状況になっていますので、跡地の開発につきましてはマルナカさんの計画でございまして、我々としては承知していないということになります。今とさでん交通はマルナカさんからその土地の一部をお借りして、バスのターミナルとして利用している状況になっております。かつての旧高知県交通のバスのターミナルの部分につきましては、これから解体するとお聞きもしてまして。12月5日だったかと思っておりますけれども、少し小ぶりになりましたが、新しくつくりましたターミナルで今運用が始まっている状況です。

◎西森委員 モニタリング会議を四半期ごとにされているということで、きょう議会のほうには4月から9月の分じゃなしに。

◎濱田交通運輸政策課長 四半期ごとにやっていますので、今回は7、8、9になりますけれども、4、5、6はまた別途やっていますので、通算して上半期の分を御説明させていただきますということです。

◎西森委員 きょうは上半期の分の報告ということで、こうして県議会に報告されているわけですが、株主としては市町村なんかも入っているわけですが、市町村にも説明はされているということではないでしょうか。

◎濱田交通運輸政策課長 まずこの制度のたてつけとしましては、とさでん交通ができる前に事業再生計画というものをつくりまして。それは県でいえば県議会、各地の市町村議会でお認めもいただいて、出資の決定もいただきました。金融機関においてはその事業再生計画、これであればいけるだろうということで、金融機関から見ると債権放棄の承認が得られた。また旧土佐電鉄、旧県交通の株主の方々におかれましては、これをもって、みずからの株の権利がなくなるという形の特別決議に賛成をいただいたものでございます。その事業再生計画は、確かにしっかりと進捗しているかどうかを確認、まさにモニタリングするために、株主であります県と12の市町村に対しまして、四半期ごとにこの説明も行われておりますし、別の形で、債権者であります金融機関に対しても行われていると。こ

れは株主向けと、債権者である金融機関に分けて開催をしている状況でございます。県につきましては、以前から報告がありましたら、それを県議会に御報告させていただいているということで。市町村におかれましては、それぞれ市町村の判断でやられているものと理解しています。

◎西森委員 モニタリング会議が行われて、それは市町村には報告をしている。議会に報告するかどうかは、市町村の判断だということがわかりました。

あときょうもいろんな声があったりもしているんですけども、そういう声をこういう議会の場で届けて、それは次のモニタリング会議のときなんかには、県議会から出た要望であったり声というのは、またしっかりと反映されていくという考えでよろしいんですね。

◎濱田交通運輸政策課長 県に限って申し上げます、県議会からいただきました御意見につきましては、直ちに会社のほうに御報告もさせていただいています。ただ、それが全て反映できるかどうかは、いろいろな状況もありますけれども。こういう会社の成り立ちからしましても、いただいた御意見をしっかりと受けとめて、でき得る範囲の形で対応していくものだと考えています。

◎吉良委員 きょうはこの業績報告なんで、こういうものが中心となると思うんですけども。県民サイドからいうと、どのような県民の要求が出ていて、それにどう対応しているのかを、本当は知りたいわけです。その活動の一環としてローラー活動もやって、御意見をいただいているということなんですけれども。利用者側からどういう御要望があるのか、この中で報告を受けていますか。

◎濱田交通運輸政策課長 それは報告がある場合とない場合がございますけれども。例えば過去の例で申し上げます後免町駅、路面電車の終点のところですが、あそこの社有地をパーク・アンド・ライドとして活用しておりますけれども、従前は路面電車の利用者のみを対象としたパーク・アンド・ライドであったものを、ローラー活動をする中で住民の方から、バスの利用者にも開放してもらいたいという御要望をいただいたということで、社内で検討して直ちにそれを実施したという例もございます。あと小さいことと言えば、電停の屋根のナイロンの部分が破れているので何とかしてほしいというのを直ちに改修したとか、大きなこと小さなこといろいろございます。当然バスのダイヤに対する御要望であるとか、いろいろございます。それも可能な範囲で対応していく姿勢であるとお聞きしていますし、この取り組み自体大変評価もいただいています。2年前でしたか、国の公共交通白書にも紹介されたということでございますので、我々としてもしっかりと応援もしていきたいと思っています。

◎吉良委員 それで県として、例えばローラー活動で4月、6月、7月、それから船岡の11月とあってあるわけなんですけれども、その内容について報告を受けて、それへの対応を検討しているということですか。

◎濱田交通運輸政策課長 そのローラー活動を通じて何か住民の方から御要望があって、それを県のほうで対応する必要があって、検討しているかというところについては、そういうものは今の段階ではございません。またとさでん交通の側から個別に御相談等ございましたら、県がすべきものについてはしっかりと検討もし、できることであれば対応もしていきたいと考えています。

◎吉良委員 じゃあ問い方を変えますけれども、そのローラー活動で出された意見は、県として全て把握していますか。

◎濱田交通運輸政策課長 会社側から説明があったものについては把握もしていますけれども、全て前回どういう御要望がありましたかということまでのお聞きはしておりません。

◎吉良委員 やっぱりそれは、県民の出資によって活動している会社なわけですから、大事な利用者の生の声は、積極的に県としては全部把握するということが必要だと思いますけれども、そうは思いませんか。

◎濱田交通運輸政策課長 次回以降、そのあたりもちょっと注意して、対応もしてまいりたいと思っています。

◎吉良委員 それから、前も路線のことをちょっと話をしましたけれども、路線の変更についてやっぱり運転手の不足がボトルネックになっているということ、御報告があったわけですが。その後、それについての取り組みはどのようになさっているのか。きょうはこういう業績の報告ですの出ていないですけども、それについてどういうふうな報告を受けていますか。

◎濱田交通運輸政策課長 乗務員の確保につきましては、会社としても最優先事項でございますので、これはもう必死の努力をなさっているとお聞きもしています。県としましても、これはとさでん交通のためということではなくて、やはり路線バス全体の問題。これは高知県だけではなくて全国的な問題、例えば、先日京都の市バスの問題なんかも報道もされましたし、都内の都営バスにおいても、やっぱり乗務員不足から減便もしている状況もございます。そういう中で、何かしっかり対応する必要があると考えておりますので、これにつきましては今当初予算で何か対応できないかと、財政課とも協議もさせていただいているところです。

◎吉良委員 高校を卒業した3年間の、運転士の養成についての取り組みがありましたよね。その進捗状況はどうなんです。

◎濱田交通運輸政策課長 高校生につきましては、免許の特殊性から、大型二種免許を取るためには普通免許を取ってから3年間必要だということで、高校生は即戦力にはなり得ないということでこれまでは敬遠していたものを、前回御報告もさせていただきましたけれども、まず高校生を採用させていただいて、事務とか整備とかそういう部分を対応してもらって、21歳になったらということもやっております。会社のほうも全ての高等学校を

回って、勧誘ではないかもしれませんが、ぜひ入社してほしいというお声がけもしているそうでございますが、今の景気の中で、高校生も売り手市場の状況の中で、なかなか入社は芳しくない状況だと聞いています。

◎吉良委員 今検討中だということなんで、今は話せないわけですね。どういう方針で財政課と話しているとか、報告はできないんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 先日の見積概要のほうでも、あれですけれども。基本的には県内の労働市場で、ほかの業界業種と競合して路線バスの運転手にとというのはなかなか、限界という言い過ぎかもしれませんが、厳しいものもございますので。県外で、そもそも路線バスの従業員になることを希望している方に対して、アプローチをしていくという施策を、今検討もさせていただいていまして。予算化につきましては、財政課と協議をさせていただいているところでございます。それは移住施策ともセットにして、対応していくという感じでございます。

◎吉良委員 ほかにもう一つ、先ほども一宮のバスターミナルのこともありましたけれども、棧橋のほうは集約化して、何か新たに設備だとか施設、改編する予定があるんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 と申しますと、例えばどういうことでしょうか。集約化というのは。

◎吉良委員 施設、例えば今の社屋だとかを含めて、何か改善したり、整備し直すとか、あるいは施設をふやすとか、そういうのは何かあるんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 修繕的なものはあるかと思えますけれども、そういう新たに多額の費用をかけての投資案件があるということは、お聞きしておりません。

◎下村副委員長 ちょっととさでん交通の報告から離れてしまうかもしれないんですけども、くろしお鉄道のごめん・なはり線の関係でお聞きしてもよろしいでしょうか。

◎加藤委員長 どうぞ。

◎下村副委員長 今回12月6日の新聞報道等もありましたけれども、あき病院前に新しく駅をつくるということで、2021年3月開業を目指して、概算事業費も1億5,000万円ほどとお話が出ているんですが。このあたり、県で答えられる範囲で構いませんけれども、まず今議会の案件としては出ていないですが、その費用負担についてどういうふうに今、県のほうで考えられているのか、よろしくお願ひします。

◎濱田交通運輸政策課長 県立あき総合病院前の新駅の設置につきましては、県のほうからも提案もさせていただきまして、会社側あるいは土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線を支援する沿線の市町村との会合等でも議論も重ねまして、あと病院の中で働いている職員の方々、あるいは来院されている患者さんからのアンケートの結果も見まして、これでいけばいけるんじゃないかということで、先日総会で決議をしたものでございます。予算につきましては、来年度は設計の予算になっております。これについては、県のほうでは2

月の議会になろうかと思えますけれども、それは県民の方々、あるいは議会への説明責任の観点から予算化をしまして、その時点でしっかりと計画等につきまして御説明をさせていただきたいと考えております。

◎下村副委員長 建設費の関係については1億5,000万円ということで、御説明のあったとおり、それぞれ費用負担が出てくると思うんですけれども、そのあたりの内訳はどんな感じになっているんでしょう。

◎濱田交通運輸政策課長 国のほうでその新駅の設置につきまして、御支援いただける補助制度がございますので、3分の1は国から補助金を頂戴する方向でお話をさせていただいています。残りの3分の1は県の負担、残りの3分の1は市町村の負担ということで、県の負担につきまして今調整をしているところでございます。そのあたりにつきまして、2月の議会ですっきりと御説明をさせていただきたいと思っています。

◎下村副委員長 今回これをつくることによって4,000万円ぐらいの収益も見込めるという話で、報道等がありましたけれども、自分も利用促進としては、非常にいい施策じゃないかなと思うわけです。今まで県の基金として積んでいる部分が、例えば自分たちの住む中村・宿毛線なんかは残念ながら基金がもう投資に回すというようなものはないんですが、東のごめん・なはり線は10億円ぐらいあるようですので、そういった基金なんかをそこに充当するというお考えはあるのかなのか、そこら辺はどうでしょう。

◎濱田交通運輸政策課長 まさに、今その方向で調整をさせていただいております。

◎下村副委員長 わかりました。ぜひそういうものも活用しながら、県としてもそこに投資しているというか、今まで出資している部分はあると思いますので、本当にみんながいい形で進めるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎濱田交通運輸政策課長 ありがとうございます。そういう形でしっかりと対応してまいりたいと思っています。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎加藤委員長 次に、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議における検討状況について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎岡田交通運輸政策課企画監 交通運輸政策課、企画監の岡田でございます。高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議における検討状況について御説明をいたします。お手元の資料の6ページをお願いいたします。

検討会議の設置要綱でございます。この検討会議は5月に立ち上げておりまして、第1条に記載しておりますとおり、高知龍馬空港・航空ネットワークの持続的な発展を目的に、総合戦略の策定と実施について協議することとしております。会長は副知事、副会長は高知空港ビルの社長で、議事を進行する座長がおりまして、交通運輸政策課が事務局となっ

ています。

8 ページの構成員の名簿をごらんください。メンバーは、地元の南国市長などの自治体関係者や国の機関、税関、出入国管理、検疫といったC I Qの関係機関、航空会社、二次交通関係者などで構成されています。座長は、学識経験者である慶應義塾大学の加藤教授で、加藤教授は航空関係の交通経済学を専門にされており、国土交通省のさまざまな審査委員会の委員長を務められている方です。

9 ページの横長のカラーの資料をお願いいたします。ここからの資料は、これまでの検討会議の資料を抜粋してまとめたものでございます。10ページをお願いいたします。5月の第1回検討会議の資料でございまして、検討の背景と成長戦略の方向性を検討会議のメンバーが確認をし合いました。まず現状でございまして、これまでは利用促進等の施策の実施や好景気もあって、各路線の利用状況が好調に推移してきております。参考までに、昨年度の高知龍馬空港の年間の旅客数は146万人で、過去10年間で最多となっております。国内の航空旅客数は地方空港も含めて全国的に増加傾向にあります。しかし問題点としましては、路線にもよりますけれども、便や曜日によっては予約がとりづらいこと。海外から本県へのアクセスがしづらいこと。また、全国で誘客活動が活発化しており、これまでの取り組みだけでは、本県が不利になる懸念があることが挙げられます。

こうした問題点を踏まえて、検討の柱としては、①既存路線の拡充、②国内L C C路線の誘致、③国際路線の誘致、④空港インフラの整備を設定しました。なお、②のL C C路線の誘致につきましては、12月19日にジェットスター・ジャパンが成田・関西路線を開設しますので、②の検討の柱はクリアされましたが、県としましては、今後は航空会社や関係機関と連携して、このたびの新規路線の定着に取り組んでいくこととしています。

次の11ページと12ページは、事務局から四つの検討の柱ごとに目標や施策の方向性の案を例示したものでありまして、検討会議ではこの案をたたき台にして、施策や目標の方向性の詳細を検討してきました。

おめくりいただいて、12ページの下の方にこの検討会議の役割を記載しております。この検討会議では、課題の抽出と共有をして解決策や対応策を検討し、総合戦略となるアクションプランと施設整備計画を策定することとしています。

13ページをごらんください。これまでに5月、8月、11月に検討会議を開催しております。2月に開催予定の第4回検討会議で、アクションプランと施設整備計画の詳細を固めるスケジュールにしています。

次の14ページと15ページでございまして、アクションプランの枠組みや目標値を整理したもので、ここからの資料につきましては、第2回と第3回の検討会議で確認し合ったものでございます。まず、14ページですが、左端の三つの目標のうち、L C C路線の誘致は実現しておりますけれども、赤色で記載している「需要の喚起」、「受け入れ体制の改善」、

「空港施設の機能強化」、この三つは引き続き解決していくべき課題としております。また、アクションプランの計画期間は2021年度までの3年間とし、需要の目標値として、高知龍馬空港の年間の旅客数を180万人以上に設定することにしました。

次の15ページは、180万人以上の算出根拠でございます。各路線の目標値をそれぞれの航空会社と協議の上設定し、国際チャーター便については、定期チャーター便化を目指して、旅客数2万人を設定しております。

16ページをお願いいたします。ここでは、第2回検討会議で出された主な意見を整理しています。まず「需要の喚起」では、路線ごとの特徴を踏まえた取り組みや、インバウンドの積極的な取り込みが必要といった御意見もありました。

「受け入れ体制の改善」では、人手不足となっているグランドハンドリング。グランドハンドリングと申しますのは、カウンター業務や航空機の誘導など、空港の地上で行う一連の業務のことですが、この業務の体制の改善に関係者が連携して取り組むことが必要といった意見がありました。

次の、「空港施設の機能強化」では、新たなターミナルビルの整備や、2次交通の利便性向上、駐車場の容量拡大の検討などが必要といった意見がありました。

次の17ページからは、こうした検討会議の意見を踏まえたアクションプランの具体的な取り組み案でございます。まず「需要の喚起」の取り組み案は、乗り継ぎ利用の喚起や、羽田路線の新たな利用促進策、LCCの認知度向上、自然・体験型観光キャンペーンと連携した需要喚起、国際チャーター便の誘致、ごめん・なはり線へのアクセス便の検討などとしています。

18ページをお願いいたします。「受入体制の改善」の取り組み案でございます。グランドハンドリングの体制強化として、なり手不足の改善やスタッフの定着率に組み込み、C I Qの体制強化として、入国の審査、検査時間の短縮や国際チャーター便受け入れ時の関係機関の連携強化に取り組む案にしております。

次の19ページには、「空港施設の機能強化」の取り組み案を記載しております。詳細は次のページ以降で説明をさせていただきたいと思っております。

20ページをお願いいたします。空港施設の機能強化としての施設整備の方向性でございます。まず、機能強化の内容としては、航空機の駐機スポットの不足を解消するため、写真で1と表示している1番スポットを有効に活用する案にしております。また、国内線施設の増設と国際線施設の新設を行って、1番スポットは国内線と国際線の共用にする案にしております。展開の方向性としては1番スポットを活用するため、ターミナルビルの拡張は矢印のように西側にする案にしております。

21ページをごらんください。ここではスポットの利用状況を整理しております。0番から5番のスポットのうち、現状は固定橋が整備されている2番から4番のスポットを運用し

ております。この利用状況表を見ますと、ジェットスター・ジャパンの就航後はスポットがあいている時間帯が少なくなっていて、国際チャーター便を誘致できる時間帯がより限定されることがわかつて、展開の方向性としては、国際路線の誘致や既存路線の拡充を目指すためには、1番スポットの整備や国際線施設の新設、国内線施設の増設が必要としています。

22ページをお願いします。施設整備を行う上での課題を整理しています。写真は現在のターミナルビルの西側を拡大したものです。西側には浄化槽やサービスヤード、バスプールがあって、ターミナルビルを西側に拡張するためには、これらの既存施設の移設などを検討することが必要となります。

23ページをごらんください。以上を踏まえまして、新ターミナルビルを現在のターミナルビルの西側に増築して、さらにその西側の空き地へバスプールとレンタカーの送迎車乗降所を移設するとした場合のイメージ案でございます。

24ページをお願いいたします。整備施設の内容としては、1番スポットのコンコースや固定橋、また航空機に直接乗り降りができるボーディング・ブリッジを整備するとともに、バスプールとレンタカーの送迎車乗降所は移設し、国際線の定期便も想定した旅客の動線を確保するイメージにしております。整備施設の規模としては、空き地を最大限活用することを想定して、建築面積はおよそ2,300平米、延床面積はおよそ5,000平米としています。建物の中は、右の図のように1階は国内線と国際線のカウンター、手荷物受取所、入国税関や検疫のスペースなどを配置して、2階は搭乗待合室や保安検査場、出入国審査場、ラウンジなどを配置するイメージ案にしております。

次の25ページは、参考事例として、ほかの空港の国際線施設の整備状況を整理したものでございます。最近地方空港で行われた国際線施設の整備事例を取り上げていますが、国内線と国際線の共用にしている事例が多いことがうかがえます。

最後に、26ページをお願いいたします。先ほどの旅客数の年間目標である180万人に向けたロードマップでございます。これまで御説明をしました、それぞれのアクションプランの内容を簡潔に整理しています。旅客数180万人以上と、国際チャーター便100往復という目標を2021年度に達成するためにも、下から二つ目の空港施設の機能強化のところでは、来年度に施設整備の基本計画と設計に取り組み、2020年度に工事、2021年度に新ターミナルの供用開始を目指すといったロードマップにしております。

なお、直近の第3回検討会議で出た、この新ターミナルビルへの主な意見でございますけれども、設計から供用開始までの作業を効率的に行うべきでありますとか、利用客の動線をどう考えるかが大事、また、狭い印象があるので、拡張性と柔軟性のある施設にすべき、あとC I Qのスペースを十分確保すべきといった内容でございました。

こうした意見や、このたびのL C Cの成田・関西路線の就航が決定したことを踏まえて、

また、既存路線の拡充と国際線路線の誘致も見据えながら関係機関との協議を進め、ターミナルビルの拡張に向けた施設整備計画と、アクションプランの策定につなげてまいりたいと考えております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 高知龍馬空港がこのようになることは、本当に素晴らしいことだと思います。ぜひ力強く進めていただきたいと思うんですけども。一つ気になったのが、観光客誘致に非常に力を入れているわけですが、地産外商の面から見ると、荷物の輸送ですよ。例えばおとしごろから全農とANAとヤマトが一体になって。例えばけさとれた野菜を、きょうの午前0時までに沖縄まで運ぶことができたなら、あしたの朝には東南アジアの店先に高知の野菜が並ぶわけですよ。そういう面から見ると、人の輸送ももちろん大事ですけども、高知県の外商を進める上での物の輸送。先ほど、それがまだちょっと課題になっているという御説明もいただいたんですが。例えば最近高知新港からは魚が外国へ行ったり、新しい動きが出始めたわけですが。高知龍馬空港もやはりそういう沖縄への路線、少なくとも国内路線を確保する必要があるんじゃないかと思うわけですね。ほんで、例えばこの検討委員のメンバーを見ると、西から東までいろんな分野の人が入っているわけですが。農業とかの1次産業とか、商工業、機械製品とかも含めて、高知龍馬空港を使ってこういうものを出していきたいという意見なんかは、今どのようなものが出ていますか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 今言われたとおり、貨物の輸送のことについて検討会議の場で御意見がありました。例えば資料の17ページをごらんください。需要の喚起のアクションプランの取り組み案ということで、下から二つ目なんですけれども、航空貨物の活性化がございます。これは実際検討会議の場で国の関係機関の方から、これからは貨物輸送が非常に大事になってくるんじゃないかという御意見をいただきました。この会議で話し合った内容について、詳しくはこの資料に書いていないんですが、航空貨物輸送の情報収集からまずしていきましようというアクションプランにしております。具体的には、今国交省のほうで小型の保冷コンテナの開発を検討されているようでございます。そういった動向の収集でありますとか、コールドチェーンの貨物サービスの動向なんかも、情報収集をしていくべきとしております。ですので、今後すぐに何かがすぐく実現できることではないかもしれませんが、関係機関と連携して、そういったいろんな情報収集をしていきましようかと話し合ったところです。

◎坂本（孝）委員 そういう情報収集も必要ですけども、今必要なのは県内でつくられている一次産品とか工業製品とかを、高知県も台湾に商談室なんかも構えてやっているし、それからシンガポールに事務所を置いたりして、とにかく外商へ力を入れていこうと。国

内の外商はかなり進んではいるんですが、やはり外国で売ると値段が全然違うんですよ。そういう形のをぜひ早く、何らかの形で導入してもらいたいと。荷物を運ぶ貨物機とか、とにかく沖縄まで何とか持っていければ、可能性が広がっていくと思うわけですよ。

去年ANAの支局長が産業振興推進部へ行って、いろんな外商の話をしたようです。そのときに、私が外商へ力を入れていることを知っていたかどうかわかりませんが、坂本のところへ行ってこいと言われたということで、来てくれまして。それでそのときもそういう話をしたんですが。ANAのほうでは1個の荷物でも送りますと、言ってはくれているわけですが、やっぱりよその空港を迂回する必要があるわけですね。それではちょっと時間的にロスがあると。やっぱり高知県からしっかりと荷物を運んでいく。その保冷コンテナなんかも大事ですけども、今直ちに必要なものですね。保冷コンテナを使わなくても、送るものはいっぱいあるわけですから。そういう、今高知県の荷物を海外へ送っていくにはどうしたらいいかという検討を、この場で力強く進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎岡田交通運輸政策課企画監 ネットワーク検討会議はまた2月にありますので、議会の方からそういった御意見があったということも御報告させていただきますし、来年度以降もこのネットワーク検討会議の組織自体は残す方向でありますので、実務担当者で、そういった何ができるかを話し合っていきたいと思います。

◎西森委員 この会議が設置されて、成長戦略が今後立てられていくということですけども。ちょっと聞き逃したかもしれませんが、これは今年度中に成長戦略を策定するということがよろしいのでしょうか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 おっしゃるとおり今年度中でございます。今大体決めているんですけども、次回2月の検討会議のときにより細かい項目、具体的にどこの関係機関がやるのかということも役割分担をした上で、アクションプランを2月の検討会議で決めるところでございます。

◎西森委員 そうすると、全体的な総合戦略を今年度中につくって、イメージとしては来年度からそれぞれのアクションプランを立てながら進めていくと。そのアクションプランはどのような形で。1回つくって終わりなのか、県の産業振興計画アクションプランみたいに、見直しなんかをしながらやっていくのか。先ほどの話では、この会議自体はずっと続いていくという話でしたけれども、その方向を教えていただければと思います。

◎岡田交通運輸政策課企画監 アクションプランでございますが、つくって終わりということではなくて、来年度PDCAを回していく予定にしております。計画はつくりました、この計画に向けてどういうことをしていったって、チェックして改善していくというPDCAサイクルを回すように、そういう体制にしております。そういう体制でどうでしょうかと、11月の第3回検討会議で、来年度以降こうした実務担当者でPDCAを回してアクション

プランを進めていくということで、一応御了解をいただいております。

◎西森委員 そのアクションプランは、向こう何年間かでそれが実現していく形になっていくということでしょうか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 一応計画期間が2021年度、3年間としておりますので。当面はこの3年間、PDCAを回していこうということになっております。

◎坂本（茂）委員 25ページの、空港施設の機能強化の他空港の事例がありますけれども。これは今度高知でその施設整備をしていくとしたときに、事業費なんかの参考になるだろうと思われるものと判断していいんですか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 高知と同じように、地方の空港で国際線の機能をつくった事例を集めた表がございます。これはたしか第2回検討会議のときにもお示しした資料でございます。こういった他空港の事例で国際線をつくったところは、工事費用がこれぐらいかかりました、という参考資料になっております。

◎坂本（茂）委員 そういう意味で言えば、整備面積が類似しているとか、あるいは国内線と国際線で共用するところ、いわゆる類似点が多いところほど、似たような事業費になるかなという感じですかね。

◎岡田交通運輸政策課企画監 一概に似たような事業費になるというのはなかなか、ここではちょっとよう言いません。といいますのも、参考までに左端の静岡空港でございます。6,100平米で約38億円となってるんですが。この空港の工事の内容が、今の国内線のビルを増築して、その新しくできたところは国内線にして、既存のビルは国際線用に改築をした状態で、この約38億円ということになっております。ですので恐らく、今は何とも言えませんが、高知龍馬空港を拡張するとなった場合は、静岡空港のような、ここまでの工事の内容にはならないとは思いますが、単純な比較はできないと思っておりますが、6,100平米ということで似たような面積ですので、静岡空港を事例の中に入れてらせてもらっております。

◎中村副部長 先ほどの坂本委員の御質問に、すぐに答えられなくて申しわけございませんでした。今回の条例改正に伴う改定額分でございますが、課室ごとに言いますと、中山間地域対策課で42万9,000円、鳥獣対策課で16万9,000円、交通運輸政策課で32万6,000円、部全体で92万4,000円の増額改定が入っております。これと、先ほども部長から申し上げました、職員の人事異動に伴う新陳代謝、給料表変更等に伴う減と相殺いたしまして、今回の提案の額になっているところでございます。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

中山間振興・交通部を終わります。

《観光振興部》

◎加藤委員長 それでは続いて、観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部長の吉村でございます。私のほうから議案についての総括説明をさせていただきます。

今議会に提出をしております観光振興部関係の議案は、平成30年度一般会計補正予算議案と条例その他議案2件、計3件でございます。お手元右上に②とございます議案説明書の、86ページをおあけください。

こちらが補正予算総括表でございます。この表の補正額合計欄にございますように、1,113万7,000円の増額補正をお願いしております。この増額補正は全て人件費でございますので、私から御説明をさせていただいて、各課長からの説明につきましては省略させていただきます。

人件費補正の主な理由としましては、職員の給与に関する条例改正案に係ります給与月額、勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更などによるものでございます。

次にこの資料の90ページをお開きください。債務負担行為の追加でございます。この表にお示しさせていただいておりますように、おもてなし課から、客船受入等業務委託料2,981万5,000円、通訳コールセンター運営委託料145万1,000円、携帯用無線LAN機器賃借料114万5,000円を、それぞれお願いしております。

次に、右上に③とございます、条例その他議案の1ページをお開きいただきたいと思っております。観光振興部から条例その他議案2件を提出をさせていただいております。一つ目はこの1ページの住宅宿泊事業、いわゆる民泊サービスにつきまして、県内の6市町に関して、住宅宿泊事業の実施を制限する区域と期間を定めることを内容とします、高知県住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案の議決をお願いするものでございます。

次に、この資料③の48ページをお開きください。こちら高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案をお示しさせていただいております。通訳案内士法という法律に基づいて、高知県に地域通訳案内士を導入することに伴いまして、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案についての議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、私からは以上でございます。

〈観光政策課〉

◎加藤委員長 続いて所管課の説明を求めます。最初に観光政策課の説明を求めます。

◎辻観光政策課長 観光政策課の辻でございます。

当課からは2件、条例議案を提出させていただいております。お手元の議案参考資料の

観光政策課の赤いインデックスのついた1ページ目を御用意願います。

こちら1ページにございますのは、まず住宅宿泊事業法に基づきます、宿泊事業の実施の制限に関する条例議案でございます。この条例は住宅宿泊事業、つまり住宅に旅行客を宿泊させて料金を取るという、いわゆる民泊サービスの実施の制限に関して、必要な事項を定めようとするものでございます。

この資料の左上、住宅宿泊事業法成立の背景のところにありますように、この条例議案の根拠となります住宅宿泊事業法は、国内での民泊サービスの急速な普及、それから逼迫する宿泊需給や無許可で旅館業を営む違法民泊に対応して、健全な民泊事業の普及を図るために、矢印の下にありますように、昨年6月にこの法が成立して、本年6月15日に本施行となっております。

法律の内容といたしましてはその下、住宅宿泊事業法の概要のところの1にありますように、都道府県知事への届け出によって、1番上のポツ、年間180日を上限として、住宅を活用した宿泊サービスの提供が可能となるものでございます。なお、この届け出などに関する事務処理につきましては、健康政策部の食品・衛生課のほうで行っております。あわせて2ポツ目、住宅宿泊事業の適正な遂行のため、住宅宿泊事業者への業務改善命令や登録の取り消し等について規定されています。また、3ポツ目にありますように、地域の実情に応じて、年間180日までと定められております営業日数を、条例によって区域を定めて制限ができる旨が規定されております。

その下の2と3につきましては、いずれも国の所管となり、また今回の条例議案には直接関係ございませんので、説明を省略させていただきます。

その下、イメージ図の下ですが、条例による区域・期間の制限については、法第18条で規定をされております。その内容は、アンダーラインを引いておりますように、都道府県は住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するために必要があるときは、条例で定めるところにより区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとなっております。今回の条例議案はこの規定に基づきお願いをするものでございます。

資料の右上のほうをごらんください。私ども観光振興部では健康政策部とともに、この条例制定の要否を検討するために、観光分野に詳しい大学の先生、集落活動センターや旅館ホテル団体の代表者などで構成する検討会を設置して、御意見をお伺いしてきました。いただいた御意見としましては、その下の「条例による制限について」というところにありますように、児童生徒の安心・安全のために規制条例は必要、地域の実情を踏まえ、旅館業並みに都市計画で定める住専地域、学校周辺での規制が必要との御意見をいただく一方で、民泊を生かした地域振興のためにもなるべく規制すべきではない、規制条例を制定するためには立法事実が必要といった御意見もいただきました。

こうした御意見を踏まえまして、その下「制限の必要性に係る県の考え方」にありますように、中山間地域などの宿泊施設の少ない地域においては、観光振興につながることから推進を図る必要があるものの、一方で旅館業法や建築基準法で旅館業の営業が一定制限されていることを踏まえて、学校に通う児童生徒の安全や就学環境、静穏な住環境の維持を図ることも必要と考えまして、矢印の右にありますように、旅館業が制限される区域に限り最小限の制限を実施することについて、各市町村の御意見を伺いました。具体的には、その下の「条例案の概要」のところにありますように、(1) 学校等、「等」とは保育所と幼保連携型認定こども園ですけれども、これらの周囲100メートルの区域、及び(2) 都市計画で定める住居専用地域において、主に平日などにおける民泊の営業を制限する必要があるかどうかということについて、市町村の御意見を伺ったものでございます。

その結果、1番下の「制限を実施する市町」ですけれども、学童の安全確保、修学環境の維持や住環境の維持を理由としまして、(1) 学校等の周囲100メートルの区域については、安芸市など6市町から、また(2) 住居専用地域については、市町村名は(1)と重複しますけれども、南国市と四万十市の2市から、それぞれ制限が必要との意見をいただきましたことから、これら6市町について、主に平日などにおける民泊の営業日数の制限を行うことを定めようとするものでございます。

なお、具体的な区域については、告示によって個別に定めることとしておりまして、例えば学校であれば、南国市立大篠小学校、南国市立日章小学校のように学校名を列挙する形となります。既にこの法が施行されて実際に届け出が提出、そして受理をされておりますことから、速やかに施行するために、施行日は年明けの1月1日とさせていただいております。

なお、この資料の1番左下の米印のところにありますように、この法律68条において、自前の保健所がある市は民泊関係の事務を処理できることとされておりまして。県内で唯一これに該当する高知市との間で協議が調いましたので、県から権限を委譲して、年明け1月1日から高知市の区域については高知市において事務処理を行うこととなりまして、条例制定に関する権限も高知市に移ることになります。

参考に申し上げますと、高知市も学校や保育園などの周囲100メートルの範囲について、主に平日の営業を制限する内容の条例議案を、今市議会に提出をしている状況でございます。

次の2ページをお願いいたします。続きまして、手数料徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。今回の改正は冒頭部長からもありましたように、ことし1月に施行されました通訳案内士法の改正によって新たに位置づけられました地域通訳案内士の導入に伴い、地域通訳案内士の登録や、登録事項の訂正などに係る手数料を定めるものでございます。

まず、通訳案内士法の改正内容について御説明させていただきます。上から2段目の赤い見出し、「主な改正内容」の欄に記載しておりますように、3点ございます。1点目は通訳案内士の資格を有する者のみが報酬を得て、通訳案内を業として行うことができる、業務独占制だったものが、改正以降は名称独占制へと移行しました。2点目は名称の改正で、改正前の通訳案内士は改正後、全国通訳案内士となりました。3点目、今回の条例改正に関係する部分であります、地域通訳案内士制度の創設でございます。

この地域通訳案内士については、資料のこのペーパーの1番右上に黒丸をつけて「地域通訳案内士とは」というところにありますように、特定の地域内、本県ではこの特定の地域内は、つまり高知県内というふうに考えておりますけれども、高知県内において報酬を得て通訳案内を業とする方のことで、その下の米印の記載にありますように、各自治体が定める「地域通訳案内士育成等計画」に基づく研修を受講して、登録を受けた地域においてのみ活動することができます。

左下の紫色の見出しのところです。「高知県での地域通訳案内士の導入」のところに記載しておりますように、本県を訪れる外国人や外国クルーズ客船の寄港数は共に増加しております、外国人旅行者の受け入れ環境を整備することは喫緊の課題となっております。一方で本県の全国通訳案内士の登録者数は37名と少ない上、本県を訪れる外国人旅行者の多くを占めます台湾、香港、中国、韓国の言語に対応する全国通訳案内士が不足しております。このため本県では県内において通訳ガイドができる人材を確保して、外国人旅行者の周遊促進や満足度の向上を図るため、この地域通訳案内士の導入に向けて、観光庁と協議をしながら、高知県地域通訳案内士育成計画の策定作業を進めてまいりました。

先日、計画策定の要件となっております観光庁の同意が得られましたことにより、この表にありますように、今年度から平成32年度までの3カ年で、地域通訳案内士65名の育成を目標として育成研修の実施、及び登録に向けた準備が整いましたことから、右隣、赤の見出しのところですが、「高知県手数料徴収条例の改正内容」のところにありますように、地域通訳案内士の登録申請などに伴う手数料を新たに設定するために条例の一部改正をお願いするものです。

手数料の金額につきましては、その下の参考のところにありますように、全国通訳案内士の登録手数料などと同額としてございます。また、条例の施行日につきましては、本年度の研修を年明け2月から実施して、3月に登録を開始する予定であるために、来年3月1日としております。

私からの説明は以上でございます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎三石委員 住宅宿泊事業法に基づくこれよね。成立の背景も理解できます。住宅宿泊事業法の概要も理解できます。それを受けて、条例検討委員会の概要ということで3回会を

開かれていますわね。そこで条例による制限が必要ですよということで、制限を実施する町村が出てますわね。これもよくわかります。制限の必要性に係る県の考え方というところで、学校等に通う児童等の安全、就学環境、静穏な住環境の維持を図ることも必要であると。旅館業が制限される区域に限り、最小限の制限を実施するとありますけれども。どうということか、学校等に通う児童生徒等の安全や就学環境のあたりをもうちょっと説明してくれませんか。

◎辻観光政策課長 学校に通う児童の安全という面でいきますと、いわゆる登下校時の交通安全という視点が主なものになってまいります。こちらに関しては旅館業法、旅館とかホテルの設置を許可する法律ですけれども、この旅館業法において、現状で言いますと、学校とか保育園の周囲100メートルの区域については、学校とか保育園の設置者、例えば市町村の教育委員会などになってこようかと思っておりますけれども、そういったところに意見を求めた上で、許可をするか否かという判断をするようになっていきます。まさにその視点としては、やはり学童が割とよく通るその道すがら、朝はチェックアウトの時間に大体相当しますし、下校時は夕方になって、チェックインの時間帯と大体重なるということもあって、旅行者ということで比較的地理不案内な県外の車ということが念頭にあると思っておりますが、そういったものが行き会うことについて一定の配慮が要るということで、旅館業法は整理されています。今回民泊についても、その設備の大きさとか規模感は確かに異なる部分があるにせよ、人を宿泊させるという機能がある以上は、やはり学校の周辺であれば、地理不案内な車が登下校時に入ってくることになるという状況は同じだろうと思われまので、旅館業法の考え方をベースに、各市町村に御意見を伺わせていただいたものでございます。

住環境につきましても申し上げますと、同じく旅館、こちらは旅館業法ではなく建築基準法になるんですけれども、都市計画の住居専用区域にあっては、建築してかまわん建物の規模とか種類とかが定められているんですけれども、その住居専用区域においては、旅館ホテルの建築ができないとされています。これも静穏な住環境への配慮という観点でなされている規定だと認識しています。こちらも同様に、現状の旅館ホテルに係る規制ですので、これをベースに原案をつくって各市町村の御意見を伺ってみたところでございます。

◎三石委員 その結果が6市町になったわけよね。下の(1)になったわけよね。

◎辻観光政策課長 はい、そうです。

◎三石委員 それで、条例が必要でないというところもあるわけよね。そこらの意見、もう少しどういう意見があったのか。ここには2例出ていますけれども、それ以外にどういう意見があったんですか。

◎辻観光政策課長 三石委員が今おっしゃったのは、条例による制限についてと書いているところの意見でしょうか。実際私どもが市町村に確認した意見で申し上げさせていただきます。

きます。今回この6市町には入っていないところで言いますと、例えば須崎市は入っていません。須崎市にお伺いしたところ、教育委員会とも当然協議はしていただいたということなんですけれども、最終的に判断としては、須崎市内に宿泊施設がそんなに多くないというところがあって、市としてはできれば、ホームステイとかも含めて、より多くの宿泊者を受け入れる体制を広げていきたいという考え方で、須崎市においては特に制限はかけないという判断をなさったと聞いています。それから宿毛市に関しましても同様に、教育委員会とともに検討していただいた結果、市としての最終判断として、遍路文化なんかを生かして、インバウンドを含む多くの観光客の受け入れ体制の充実を図っていきたいというお考えのもとで、まずはこういった宿泊の受け皿づくりを進めていくスタンスで、当面は取り組んでいきたいという考え方をお伺いしております。

◎三石委員 制限を実施する市町もわかりますけれども、これで制限をやりよってやめたい、その反対に制限がしたいというときには、どうなるんですかね。

◎辻観光政策課長 今回ここに入っていない6市町以外の市町村が、条例でやはり規制してほしいとなれば、県条例を改正してその市町村名を追加する形の条例議案を、また提案させていただくこととなります。逆にこの6市町で今規制が必要となっているところが、やはりもう必要ないと、条例から外していただいて構わないということになれば、そちらも削除する形で改正条例を提出させていただくこととなります。

◎三石委員 それは各市町村の意見というか、思いが重視されるわけですね。

◎辻観光政策課長 そうですね。今回国のほうから示されております、この住宅宿泊事業法の施行規則によりますと、区域を定めて制限をかけることについては、関係市町村の意見を聞いた上で、と規定されておりますので、今回同様に市町村の御意見を伺った上で、県の条例に反映していくことになろうかと思えます。

◎三石委員 成立の背景があるわけですが、これに該当するようなことが、本県ではどの程度あったんですか、どういう状況だったのか。

◎辻観光政策課長 観光政策課としてお答えできる部分として、背景のところをごらんいただきますと、2ポツ目に逼迫する宿泊需給への対応という文言がございます。これは委員の皆様方も御承知のように、この民泊がニュースになったのは、やはり東京とか、大阪とかで、全然旅館ホテルが足りなくてというようなことが、まさに発端になっているわけです。

じゃあ本県の宿泊需給がどうなのかと見ますと、観光庁が宿泊統計をずっととっているんですけれども、昨年平成29年のデータでいきますと、高知県の宿泊施設の稼働率が47%少々です。これは全国的に見ても決してそう高い数字ではなくて、むしろちょっと低目の数字でありまして。時期で言うと、例えばよさこいの時期とか、あるいは11月、秋の行楽の1番のトップシーズンであるとか、時期によっては稼働率は当然ぐっと上がるんですけ

れども、押しなべて1年間通して見ると、稼働率はまだ50%に届いていない状況もあります。そういった意味では、本県、押しなべて考えると、この都市部で言われているような逼迫性というものは、今のところまだないのかなと認識しています。

それから、無許可で営む違法民泊への対応という点ですけれども。こちらは健康政策部で所管していますが、たしか現状で旅館業法もとらず、かつこの住宅宿泊事業法の届け出もせず営業している違法な民泊は、現在のところないと聞いております。

◎西森委員 ホテル旅館をしているところに関しての制限、旅館業法であったり、建築基準法であったりの制限がかけられているわけですけれども、今回のこの条例案を出す上で、そういった皆様からの声も聞かれたということによろしいのでしょうか。

◎辻観光政策課長 そうですね。この住宅宿泊事業いわゆる民泊に関しては、観光振興部としては旅館ホテル団体の皆さんとの接点も非常に多くございますので、そういった場面でお話を伺ったことも何度もあります。実際、そういったさまざまな御意見もあるということも踏まえた上で、今回この条例制定をするか否かという判断をする、この検討会を設置するに当たって、旅館ホテルの代表の方も入っていただいて、いろいろ検討してきたという経過でございます。

◎西森委員 旅館ホテルの関係の方に聞くと、やっぱり高知市内と高知市以外のそういった業界の方との、ちょっと考え方の違いもあるのかなとは思っています。宿泊施設がない郡部に関しては、こういうこともやっぱり必要だろうということであろうかと思えますけれども。旅館業をやる方に関しては、この都市計画で定める居住専用地域では営業することができないということになっているわけですね。ただ今回の民泊に関しては、規制をかけなければならないということになりますよね。そういうところに関しての意見は、どんな意見があったのでしょうか。

◎辻観光政策課長 実際問題高知市の部分については、旅館ホテルの方から当初から伺っていたのは、旅館業法であるとか、あるいは密接に関連する食品衛生法に関しては、現在高知市に権限委譲して、高知市のほうで御判断いただいて制度の運用をやっておりますので。この住宅宿泊事業法に関しても、同様に高知市のほうで主体的に御判断をいただければと、というような御意見が非常に大きかった部分がございます。そういったお声も踏まえて、県としても高知市とも協議を重ねてきた中で、今回この民泊の権限についても、高知市のほうで実施するという御判断をいただいて、進めているものでございます。ただその中で、高知市が今回規制をかけようとする内容が、ほかの市町村と比べてどうかというと、高知市も都市計画の住居専用区域というものはございますが、高知市にお聞きした話ですけれども、ほかの市に比べてこの住居専用区域の占める割合が、高知市の場合非常に広うございまして。そこに一律的に規制をかけてしまうと、民泊の営業ができる区域が非常に狭まってしまって、影響が大きいのではないかと御判断があって、今回高知市は住居

専用区域は外して、学校や保育園の周囲100メートルということで条例を考えられたと聞いています。

◎西森委員 課長が先ほど言われたように、高知市はその100メートルの規制はかけるけれども、住居専用地域の規制はかけないという条例が、今回の12月議会で高知市議会に上がっていて。業界の皆さんの声を聞くと、やっぱり高知市もその住居専用地域に関しても、県と同じように規制をかけてもらいたいという声があるんですね。それは、条例が12月に出てきましたけれども、その前から県の基準に基づいた形に、高知市もなってもらいたいみたいな思いが聞かれたんですね。

もう1回確認ですけれども、今回の住宅宿泊事業法第68条に基づく高知市への権限委譲に関して、権限委譲することができる、高知市は高知市で処理することができるということなんですけれども、別に権限委譲しなくてもよかったんですよ。ある面では県として、一律で規制をどうするのかを検討して、やっていってもよかったかとは思いますが。高知市に、なぜ権限を委譲してしまったのかを、もう一度聞かせてもらえればと。

◎辻観光政策課長 先ほどもちょっと触れましたけれども、この住宅宿泊事業法が全く独立したぽつんとある法律ではなくて、先ほど来出ている旅館業法との関連性、あるいは泊めるだけじゃなくて、そこで有料で食事も提供するとすると、食品衛生法との関係も出てきます。そうすると、旅館業法と食品衛生法に関しては既に、保健所を持っている高知市が権限委譲を受けて主体的にやっているという事実がございますので、そこでの整合性を考えたときに、例えば180日を超えて民泊を営業している事例があったとすると、それはこの住宅宿泊事業法の違反ではなくて、旅館業の許可をとらずに旅館業をやっている、旅館業法の違反だという整理になります。そうすると、当然ながら違法に行き着くまでに、例えば指導監督であったりとか、さまざまな行為があるわけですが、それらは、旅館ホテルに関しては保健所が行くけれども、例えば権限委譲してなければ、県の食品衛生課が行きながら、一方180日を超えて旅館業法の違反だとなった途端に、高知市の保健所が行ってとかとなると、非常に錯綜してというか、従前やってきている密接に関連する他法令との整合性が非常にとりにくくなるというようなところもあって、高知市との間で協議を重ねてきたというようなところでございます。

◎西森委員 ほかの法律との兼ね合いという話がありましたけれども。ただ先ほども言いましたが、建築基準法では居住専用地域では旅館ホテルは営業することができない中で、民泊はできるというのは、ちょっとどうなんだろうかというふうにも、やっぱり思うところもあるんですね。それはもう高知市に権限を委譲しているんで、高知市の問題ということにはなってくるのかなとは思いますが。そのあたり何か、高知市のほうから話を聞いているとかありますでしょうか。うちはどういう判断で今回の条例を出したのかそういう、県との違いが出てきていることに関して。

◎辻観光政策課長 違いに関しては先ほど申しあげましたように、住居専用区域が非常に広範囲になっているので、広範囲ゆえにそこに一律べた一つと規制がかかると、民泊が営業できない区域が余りにも広くなり過ぎるというお話しか、私どもとしては伺っていませんので、繰り返しになってしまうんですけども。

いずれにしても、先ほど三石委員からもお問い合わせあったように、県の条例においても、例えば規制を必要としている市町村が、もう外してもらってかまわんという判断も、今後出てくる可能性がありますし。新たに必要性が出てきて、かけてほしいという市町村が出てくる可能性もあります。やはりそういった、今後出たり入ったりという意味での動きは、出てくるのが十分想定されますので。そういった点については、事務レベルでも高知市とよく情報交換もしながら、いずれにしろ高知市も含めた県下全体でのバランスというものも、きっと見ていく必要があるんだと思いますので、そういった対応をしていきたいと思います。

◎西森委員 特に高知市は、ホテル旅館がありますのでね。やはりそういうところにしっかりと宿泊をしてもらうのが、本来のあり方なのかなと思います。ただ地理的な状況のところでは、ホテル旅館がなくて、民泊とかをやらないといけない地域もあることも、それは事実でありますのでね。だからそういうことを、これは高知市のことだから余りどうこうってあれですけども。高知市の、住居専用地域における制限をかけていないというのは、高知市の場合、ホテル旅館がしっかりとあるわけですから、そのところちょっと。高知市のことをどうこう言ってもいけませんけれども、そういうふう思ったところでありました。

◎坂本（茂）委員 市町村の意向を聞いたということなんですけれども、市町村が、例えば今回区域制限を設けるだとか、設けないだとかいう判断をしたのは、その市町村ごとに例えば議会の承認を得ているとか、そんなことはない。

◎辻観光政策課長 市町村に対しては、観光の担当課内だけで判断するんじゃなくて、当然ながら学童の通学云々ということであれば教育委員会、あるいは住環境への配慮ということであれば建設関係の課、というようなところも含めて、役場全体でしっかりと意見調整をしてくださいというお願いはしてまいりました。ただその際に、法定議決事項ではないにしても、例えば市町村議会への説明をきっちりとしちよってくださいということまでは、済みません、ちょっと我々言葉が足りてなかった部分があるかもしれません。中には議会にも説明されている市町村があるかもしれませんけれども、ちょっとそこは自信を持ってお答えできる状況ではないです。

◎吉村観光振興部長 今辻課長がお答えしたとおりなんですけれども。市町村議会にどのようにお諮りをして、あるいは報告をしてというところまでは把握できておりませんけれども。ガイドラインの中に、今回の制限をする区域、期間を定める場合には、市町村議会

の御意見もお聞きをするようにという項目がありますので、その規定によって、市町村によっては対応していただいているものと、私どもはそのように考えております。

◎坂本（茂）委員 高知市の場合は、さっきの問題も含めて議会で判断できるがですけれども。ほかのところは、さっき言われたそのガイドラインに沿ってやられていなかったときに、後から議会のほうから、いやこれはどういうことやというようなことになっていもね。もし県がこの条例を決めてしもうた後にそういう話になると、ちょっといかがかなと思えますんで。そのあたりは手抜きというか、ガイドラインに沿った適正な対応がされているという前提で、我々は審議していいかどうかということですよ。

◎吉村観光振興部長 ガイドラインのほうも、市町村にもお示しはさせていただいておりますので、その前提で私どもも市町村から御意見を聞いたという手順でございます。

◎吉良委員 現時点でその届け出をなさっている民泊の事業主体、高知市と市外と、どれぐらいの数が出ているんですか。

◎安藤食品・衛生課長 食品・衛生課の安藤です。6月15日からこの制度が始まりまして、昨日時点で県下で21件の届け出を受理しています。うち9件が高知市で、今届け出審査中のものが2件ございます。

◎吉良委員 問題になっているのは、京都なんかもうすさまじいわけですよ。地価が高騰したり、それから従前住んでいる人が結局追い出されたりということで、町の様相になっていないみたいなことがあるんで。高知市は9件ということで、今のところそういう心配はないと思うんで、あれですけども。問題は、その違法性も含めて、日常的に指導監督する部署がどこなのかということなんですけれども。県はどこが担当するのか、人員はどれぐらいいるのか。数が今のところ少ないんで、あれだと思いますけれども。市もどこになるのか教えていただけますか。

◎安藤食品・衛生課長 この届け出及び監視については、本庁でやっております。高知市は、高知市保健所でやると聞いております。なお、苦情等は市町村であったり、保健所であったりに届くと思いますので、そのときは一緒に監視をしていくつもりです。これまでの京都であったり、都会であったりの苦情を聞きますと、例えばごみ出しであったり、それから外国人の方が来て夜騒ぐといったようなことが問題になっておりますけれども、そういったこともこの届け出を受理するときには説明をして。基本的に経営される方が一緒に住んでいるところがほとんどですので、そこはその方にきちんと指導していただければと思っています。なお、今まで半年間たちましたけれども、その手の苦情は1件もございません。

◎吉良委員 ちなみに、その21件のうち居住者に、その持ち主がいないというのは、本県の場合どれぐらいあるんですか。

◎辻観光政策課長 21件のうちだと、高知市で1件家主が不在の事実があります。

◎吉良委員 それで先行事例を見ると、やっぱり現地へ赴いて、しっかりと現状も見て監督していくってことになっているんですけども。本庁の場合、高知市に対しても、やっぱり実際現地へ赴いて、常時監督していくという姿であるべきだと思うんですけども、それについてはどうなんですか。

◎安藤食品・衛生課長 高知市につきましては、もう監視を終えております。それから圏域についても今順次回っていかうというところでございます。

◎吉良委員 それは1回だけじゃなくて、抜き打ち的に期間を置いて現地確認していくということですか。

◎安藤食品・衛生課長 今後ふえていくことも考えられますので、適宜回っていきたいと思っております。

◎吉良委員 あとこの住宅宿泊仲介業者に対する監督権はどこにあるんですか。

◎安藤食品・衛生課長 国交省のほうにございます。

◎吉良委員 それについて本県として、もちろんどこの仲介業者がその物件を担当しているのかというのは確認をして、連絡を密にするということではできるわけですね。

◎安藤食品・衛生課長 どこが高知県の、その管理をするかというのは、管理業者が高知県の管理をするという届け出を国が受けた場合には、すぐうちのほうに届け出受理の報告がございますので、それを確認してまいります。

◎吉村観光振興部長 先ほどの監督の権限者ですけども、もう少し厳密に言いますと、住宅宿泊仲介業の監督は、観光庁が行うことになっております。

◎吉良委員 それで基本的には、先ほどもお話がありましたけれども、やっぱり住むための地域であって、宿泊で外から来る人たちによって、その快適な住環境を乱されると、あるいは不安を感じるものがあってはならないと思うわけですね。そういう面では一定の総量を、この地域では何事業者ぐらいだとかいう形で総量規制も、私は今後行っていく流れが出てくるんじゃないかと思うんですけども。本県についても、現状ではそんなに多くはないんですけども、京都のように地域によっては、その地域の例えば1割2割がそんなになるということはないと思うんですけどもね。やっぱり一定その人口だとか、住環境の地域づくりの観点から、ほぼこれぐらいで、届け出があっても、もう抑えるというめどは、持っておくべきだと思うんですけども、それについての御認識はありますか。

◎安藤食品・衛生課長 まだ始まったばかりで、その規制というものをどこら辺にかけるかというのは、今後動向を見ていかなければいけないとは思いますが。現在のところ、6月から7月にかけての延べ宿泊人数が、高知市を合わせても106人という状況です。8月から9月にかけては、よさこいの関係で高知市の宿泊の数が急にふえまして、537人。10月から11月になりますとまたぐっと減って、県下で148人、延べの泊が行われています。高知市を除きますと、ほとんどのところが余り利用されていないといえますか、それほど

規制をかけるには、現在のところは至っていないかなという印象ではございます。

◎吉良委員 いずれにいたしましても、総量規制のことも含めて検討していただきたいと。それと同時に、犯罪に使われたりする可能性もありますので、日常的な現地の指導、監督をしっかりとやっていくということを要望しておきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

◎坂本（茂）委員 さっき高知市が21件中9件ということでしたけれども。高知市、ほかの市町村では余り想定されないかと思うんですけれども、例えば都市部にあるようなマンションの空き室を利用して、みたいなのは、今のところそういう届け出はないですか。

◎安藤食品・衛生課長 マンションは今のところ聞いておりません。

◎上田（貢）委員 この委員会で9月に北海道へ視察に行つて、胆振東部地震に遭遇したわけですけれども。震度5弱から6弱ということで、我々も初めての経験やったので非常に怖かったですね。ただ、ホテルの指示というのも随分遅くて、日本の観光地の北海道がこういうことかと思つて、随分あれつというところやったんですよ。それで今回、先ほど高知龍馬空港の機能強化のお話もあつて、これからどんどん外国人が入ってきます。日本語がしゃべれない外国人も、随分入ってくると思うんですね。やはりそういう方は災害弱者というか、本会議ではそういった方々に対する、脱出エリアまでの避難誘導はどう考えてますか、という質問をさせていただいたんですけれども。やるしかないところがふえていく、そういった方々に対するそういう指示というか、そんなところはどう考えていますか。

◎辻観光政策課長 この住宅宿泊事業法においても、おっしゃられたように非常時の対応に関しては外国語での表記とかいうことも、ガイドラインのほうで求められておりますので。当然ながら、家主の方がおいでる環境下においては、そういった表示をしていることももちろんですけれども、非常事態が起こつたということを速やかに伝達して、誘導していくのが基本になってこようかと思つます。

◎吉村観光振興部長 家主不在型の民泊に関しましては、住宅宿泊管理業者がそういう仕事をするように規定されておりますので、管理業者によって、そういう対応をするということになっております。

◎安藤食品・衛生課長 家主不在型であっても、基本的には30分以内に到着するように、といったようなガイドラインの指示がありますので、それは必ずお伝えするようにしています。

◎上田（貢）委員 命を預かるわけですからね、その辺しっかり指導をお願いいたします。

◎西森委員 この通訳案内士ですが、手数料を払つて登録をされるということなんですけれども、その登録をされると、もうずっと一生登録という形でいいんですかね。何か期限みたいなのがあるのかどうか。

◎辻観光政策課長 年限を区切った更新とかという制度にはなっておりません。

◎西森委員 この通訳案内士になるための要件とかはあるのでしょうか。例えば英語であったら英検何級だとか、そういったものを持っていないといけないとか。

◎辻観光政策課長 今回本県が定める地域通訳案内士の育成計画において、例えば英語で言いますと、TOEIC730点以上、または英検準1級以上相当の能力を持っていることと定めております。そういった語学の水準は求めています。

◎西森委員 登録しますという判断、この人だったら通訳案内士として登録できるということで、県の判断でしていくということでしょうか。

◎辻観光政策課長 55時間の研修カリキュラムを考えています。この研修を一通り受けていただいて、最後に研修を全日程受講した方に対して、全国通訳案内士の方に審査員になっていただいて、研修の理解度や外国語のスキル、ガイド能力について審査をしていただいて、その結果、登録になるという形で考えています。

◎西森委員 やはり登録をされると、業として通訳だとかをやっていくことになってくると思うんですね。やっぱり今後、国際観光なり外国人の方がいろんな形で、それが観光であったり労働であったり、県内に来られる方がいらっしゃると思うんですね。そのときにやはり通訳の方の役割は、非常に大きいものがあるのかなと思うんですけれども。そうしたときに、せっかく手数料まで払って登録をしたのに、ボランティアの人たちに通訳をお願いしているみたいなことには極力ならないような形で。やっぱり業としてやっているわけですから、最優先でこういう方を使うとか、活躍していただけるような、そういう観点でいろんな県の事業なんかも進めていってもらいたいと思うんですね。例えばクルーズ船が来たと、こういう方がいらっしゃるのに、ボランティアの通訳みたいな方を雇って、安いからいいみたいな形でやるようになってしまうと、せっかく一生懸命研修も受けて登録をされている方の、活躍の場がなくなっていってしまうと思いますので、そのあたりお願いしたいということと。あと、こういう方はどういうところで活躍できるのか、学校教育の現場なんかにも行けるのかとか、そのあたり教えていただければと。

◎辻観光政策課長 通訳案内士の方の活躍の場として、もちろんまさに外国人の方を観光案内してお金をいただくというのが、もう究極の活躍の場なんです。お伺いした範囲で言いますと、実は語学に関して国家資格としてあるのは全国通訳案内士だけだそうです。そういった意味で、ちょっと言葉は適切でないかもしれませんが、いわゆる箔をつけるというニュアンスで。この全国通訳案内士を持っているというのは、ある意味、国家が認定するかなりレベルの高い語学水準にあるというお墨つきであるので。現場でガイドをしてお金をもらうということを主目的とせずに、そういう語学水準の証明のために取得される方も、中にはいるという話を聞いたことはあります。

◎西森委員 学校とか、ほかのところの活躍というのはわからない。

◎辻観光政策課長 済みません、そこまではちょっと把握できていません。

◎坂本（茂）委員 既に県内に37名の全国通訳案内士がおいでということなんですけれども。この37名の方たちは、これまでのクルーズ船なんかへの対応として、どんな活躍をされてきたんでしょう、それと報酬も得てやられているのかどうかも。

◎谷脇おもてなし課長 おもてなし課の谷脇です。クルーズ客船のときには、高知県庁でお願いする場合といたしましたら、臨時観光案内所を設置して、語学の通訳の方をお願いしています。そういった方の場合は、県からは基本的には日給相当ぐらいの委託事業でお願いしています。実際来られている方は、通訳業を持っておられる方もいらっしゃいますが、ボランティアのSGGさんとか、あるいはおせっかい協会さんとか、そういった民間で活躍されている方もおりますので。県からの委託事業で言いますと、そういった形でのお給料というか、人件費の支払いをさせてもらっています。

一方で、実際通訳案内士というか、旅行のクルーズバスとかに乗って、業として来られる方もいらっしゃるかと思えますけれども。そういった方の場合は、旅行会社のネットワークとかで手配が行われていると聞いておりまして、その中には高知県内の方も、実際通訳案内として乗られている方もいらっしゃいます。今後この通訳案内士の制度ができれば、育成がされてきましたら、御本人の了承のもとで、そういった情報につきましても県のほうから出していきたいと思っていますので。この制度を創設することをきっかけに、そういった方が活躍されることを期待したいと考えております。

◎坂本（茂）委員 それと育成数ですけれども、全部で65人と計画されていますが、外国語別でいうと、どの外国語で何人ぐらいを目指すとかいうのはあるんですか。

◎辻観光政策課長 英語で30人、中国語で25人、韓国語で10人という内訳で、65人という設定をしました。

◎坂本（茂）委員 それで大体、今寄港されているクルーズ客船等に対応できるぐらいの人数は、調達できるだろうということなんですか。それとも、さっきの西森委員の質問にも多少関係してくると思うんですけれども、やっぱりこれだけではなかなか足りなくて、例えばボランティアの方にも頼らざるを得ん部分というのはあるのかどうかとか、その辺はどんな見通しなんでしょう。

◎辻観光政策課長 現状でも全国通訳案内士の方とボランティアの方と両方あって、それぞれお客さん側のニーズに応じて選んでいただくというようなこともあろうかと思うんですけれども、そういう両者合わせて対応を、量としては確保しているということだと思います。

65人育成されて、これで本当に充足され切るのかどうかということですが、一方で県としても、そもそもインバウンドのボリューム自体を、もっとふやしていくべしという戦略性を持って考えている部分もありますので。現状の入り込みベースで考えたら、例

えばこの60人とかという育成数が充足されれば、そこそこは対応できるということになるかもしれませんが。あわせて例えば3年後4年後と考えたときに、どれぐらいのインバウンドの伸びになっているか、ということも当然考える必要がありますので。必要に応じて育成する数をふやすことも、検討する必要があるかと思えます。

◎吉良委員 無資格者でも報酬を得て通訳できるということは、地域通訳案内士にならなくても、報酬を得ることができるということですね。

◎辻観光政策課長 そうでございます。

◎吉良委員 というと、手数料まで払って地域通訳案内士にならなくても、業としては成り立つわけなんで。そうなるこの地域通訳案内士になるメリットというか優位性がないと、この計画そのものが成り立たないと思うんですけれども、それについてはどう思っているんですか。

◎辻観光政策課長 そこはやはり通訳案内士法という法に基づいて、自治体が定めた計画に沿って所定の研修を受けて、その研修計画で定めるところ以上の語学水準を有している、観光の知識も有しているという、ある意味これも一つのお墨つきだと思っています。資格を持つことで、そういった一定水準以上にあることの証明になるわけですので、そういった部分が一つの強みではないかと思っています。

◎吉良委員 いや、だから実際問題として、きちんと県としてやるならば、それが報酬に結びつくと、優位性があるというようなシステムが何らかないと、これ計画倒れになるんじゃないかということ、私は指摘しているんですけれども、それについてはどうですか。

◎尾下副部長 先ほど谷脇課長からも御説明はさせていただきましたが、地域通訳案内士として登録された方については、御本人の御了解を得て、県のホームページでもその存在を明らかにしたいと思っています。現状、例えばクルーズ客船の通訳に入っていたらいてる方にお聞きしても、自分たちの存在が知られていないということで、なかなかオファーが来にくいということもお伺いしておりますので。そのあたりお墨つきを、高知県としてホームページに掲載して、存在を明らかにすることで進めていきたいなと思っております。

◎坂本（茂）委員 この研修を受ける受講料みたいなのは、無料なのか有料なのかということ。あとこの目的としている育成数以上に研修受講の希望者が来たときにどういう対応をされるのかについて。

◎辻観光政策課長 受講料に関しましては、資料代とか実地研修でもろもろ費用がかかる部分もありますので、そういった実費相当見合いとして1万円程度を想定しています。これは先行する他県の例からしても、大体1万円ないし2万円ぐらいの間で設定されている県が多いのかなと思っております。

受講者数がふえた場合は、当然会場のキャパとか何とかの見合いにはなつてこようかと

思うんですが、ある意味多くの方が関心を寄せてくださっているというのは我々としてはうれしい限りなので、多い場合は、事情が許す限りは受けられるようにしていきたいなと思っています。現在この研修委託のプロポーザルの募集作業も並行して進めさせていただいているんですけども。その中で、ことしでいくと25人育成したいというベースなんです。受講者についても25名以上を確保するように努めてくださいということを、受託者側には求めていくようにしています。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

昼食のため暫時休憩といたします。

再開は、1時15分とします。

(昼食のため休憩 12時16分～13時13分)

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〈おもてなし課〉

◎加藤委員長 次に、おもてなし課の説明を求めます。

◎谷脇おもてなし課長 おもてなし課の谷脇でございます。

それでは、おもてなし課の12月補正予算のうち、人件費を除く補正予算案について御説明いたします。資料ナンバー②の議案説明書補正予算の90ページをお開きください。

おもてなし課がお願いしております補正予算は、90ページに記載しております債務負担行為の3件でございます。詳細につきましては、議案参考資料の赤のインデックス、おもてなし課のついた1ページのほうで御説明させていただきます。

まず、資料の上段の客船受入等業務委託料、2,981万5,000円につきまして、債務負担行為とさせていただきます。平成31年度の最初の外国クルーズ客船の寄港が4月2日に予定されており、今年度中に委託先の決定及び契約を行い準備を始めるために、債務負担行為とさせていただきます。

客船の受け入れ業務は、岸壁での受け入れ対応は土木部が、中心市街地の対応は観光振興部が所管しております。高知県観光コンベンション協会や高知市商店街の皆様方などと連携して取り組んでおります。当課からは市街地での受け入れ業務について御説明いたします。

高知市中心市街地で実施する受け入れ業務は、多くの乗船客の方が来る高知市中心市街地で受け入れ体制の充実を図り、満足度を高めることでさらなる誘致と高知へのリピーターの確保につなげるために実施しております。委託する業務内容の一つ目の市街地受入業務につきましては、臨時観光案内所をはりまや橋観光バスターミナルに設置することとしており、来年度は46回の設置を予定しております。ここでは岸壁とバスターミナルの間を

往復するシャトルバスなどを利用して、中心市街地などで観光や買い物を楽しまれる方などを対象に、通訳スタッフによる観光案内や、市街地マップ、周遊促進させる印刷物等の配布、無料Wi-Fiの提供、アンケートによる満足度調査の実施等の業務を行うものがございます。

二つ目の、市街地における駐車場対策業務につきましては、中国や台湾発着クルーズなどを対象に、13回実施する予定でございます。これは、多くのツアーバスが高知城公園駐車場などを利用する際の受け入れに当たっての安全対策として、警備員や通訳スタッフの配置等を行うものがございます。この二つを一括して委託して実施することで、乗船客等へのおもてなしと、安全で円滑な受け入れ体制の充実を図ることとしております。平成31年度も委託事業者や関係機関と連携し、より効果的な運営を行ってまいります。

次に、資料の下段左側の通訳コールセンター運営委託料、145万1,000円につきましては、高知県内にある観光案内所、観光施設、宿泊施設等を対象に、外国人観光客との円滑なコミュニケーションを支援するための、24時間対応の多言語通訳コールセンターサービスを民間委託し実施するものがございます。コールセンターの利用方法は登録施設からコールセンターに電話をしていただき、施設スタッフ、外国人観光客、コールセンターのオペレーターと、三者で受話器を受け渡ししながら通訳を行うもので、電話の通話料以外は無料となっております。対応言語は英語、中国語、韓国語、タイ語で、11月現在の登録施設数は、県内全域で355施設に登録いただいております。外国人観光客の方に安心して訪問していただけるよう、登録施設の増補や広報にも努めていきたいと考えております。

次に、資料の下段右側の携帯用無線LAN機器賃借料、114万5,000円につきましては、県内の主要な外国人観光案内所7カ所において、外国人観光客に屋外や移動中の利用が可能なモバイルWi-Fiルーターの無料の貸し出しを行い、通信環境を確保することにより、外国人観光客の通信環境の改善を図るものがございます。

通訳コールセンター運営委託料及び携帯用無線LAN機器賃借料につきましても、債務負担行為とさせていただいておりますのは、平成31年4月1日から業務をスタートするに当たり、今年度中に入札及び契約を行い準備を始めるためでございます。

説明は以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 客船受入等業務委託料の中の市街地受入等業務の内容のところ、最後に危機管理マニュアルの作成というのがありますけれども。これ今でも、はりまや橋小学校区の防災会の皆さんが、例えばクルーズ船が来ているときに商店街でもし地震が起きたら、どうやって避難場所の小学校へ受け入れるかとか、心配も含めていろんな議論がされているみたいです。例えばそういう人たちを中心にマニュアルづくりをやるのか、もう民間に全部委託した上でやるのか、そこら辺はどんな感じなんですか。

◎谷脇おもてなし課長 ここに書いてあります危機管理マニュアルは、委託事業者が実際受託事業を行う中で、観光客の方に避難の第1次の、避難場所はあちらですとか、あるいは私たちと一緒に走ってくださいといった、一義的な逃げることをしっかりとスタッフの方に伝えられるような、マニュアルづくりを考えております。先ほど坂本委員におっしゃっていただいたようなことは、今後自治体で起こった場合に、どういったことをするのかということを考えていく必要があるかと思っておりますので、委託事業者とかそういったところと考えていきたいと思っております。ここに書いてある内容は、そういった危機管理マニュアルの作成になります。

◎西森委員 通訳コールセンター運営委託料145万1,000円ですが、一般競争入札による民間事業者への委託となっていますけれども、どういうところがこの入札に参加されるのか、教えていただければと思います。

◎谷脇おもてなし課長 現在この委託事業を請け負っていただいているのは、東京都の事業者で、株式会社テレコメディアというところになります。この事業所は、平成28年度から請け負っていただいているところですが、どうしても高知県内のコールセンターは設置が難しく、県外でほかの県のコールセンターも請け負っている事業者の方が、今は請け負っています。入札には、実際高知県内のモバイルWi-Fiルーターを貸し出しているところも参加したことはありますけれども、どうしても一般競争入札で価格競争になりますので、今はテレコメディアさんに請け負っていただいています。

◎西森委員 そうすると、やはりそういうところが中心になりながら、委託になっていくのかなと思いますけれども、意外と安いのかなと思います、そのあたりどう捉えられていますか。

◎谷脇おもてなし課長 こちらのところは28年度に始めた事業所になりますので、今ほどコールセンターという事業が、各都道府県から委託されている時期ではなかったもので、経費が安く入札が上がったということは、実際のところではあると思います。ただ今の全国的な状況で見ますと、極端に低いわけではなくて、通訳の翻訳作業と一緒にやったりとか、あとタブレットも扱いながら、そういった事業と一緒にやっている都道府県もありますので。高知県の場合はもうほんとコールセンターで、電話でそのまま三者で電話を受け渡ししながらやるようなやり方になりますので、極端に安いというわけではないと思っています。

◎西森委員 あと携帯用の無線LANの貸し出しですけれども。これは旅行で来られた外国人の方に貸し出して、また帰るときに戻してもらって、帰っていただくということでもよろしいんですかね。

◎谷脇おもてなし課長 外国人の方が、現在貸し出しをしています7カ所の外国人観光案内所に来ると、貸し出しを受けることができるんですが。返す場合は外国人観光案内所、

貸している場所でもできますし、宅配で返すこともできます。あるいは成田空港とか関西国際空港とか、そういった県外の国際空港とか、伊丹空港とか、そういった空港でも返すこともできますので、いろんな返され方が今もあります。

◎西森委員 これ、そのまま返さずに持って帰られてしまうといった話はないんでしょうかね。

◎谷脇おもてなし課長 この事業を導入するときに事業者さんとお話をしたんですが、返されなかったケースはほとんどないと。ただやっぱりモバイルWi-Fiルーターなので壊れることとかありますので、そのための保険料が入っております。そこの分については補償であることはありますけれども、基本的に返らなかったケースはほとんどないと聞いております。

◎西森委員 これは無料で貸すということでもいいの、幾らかお金をもらってということなんでしょうかね。

◎谷脇おもてなし課長 無料で貸し出しをするようにしております。

◎吉良委員 先ほどの通訳案内士とのかかわりがあるんですけども、これは随意契約で委託をするということなんで、受託するほうがどうするのかわかりませんが、この通訳スタッフの位置づけについて、プロポーザルのときに何か条件をつけますか。

◎谷脇おもてなし課長 当課で行います場合は、英検で言いますと大体2級程度といった条件をつけたりとか、あと日本語についても一定の力がある方をお願いしています。通訳案内士のほうは、先ほど御説明がありましたように1級程度になってきますので、もう少し英語能力が高い方をお願いするようになっていきます。こちらのおもてなし課の事業の場合は、通訳案内士といった資格というよりかは、先ほど言いました英検2級程度であるとか、日本語にしっかりと対応できるといったところで見させていただいております。

◎吉良委員 ということは、あんまり整合性がないんやね。県で通訳士を育て上げていく。足りないから育てると、研修も位置づけてやるということと、このプロポーザルに出すときの状況はあんまり関連性がない。県事業とはあんまり関係ないところで動いているってことなわけ。

◎谷脇おもてなし課長 そうですね。位置づけとしまして、こちらのおもてなし課がやっています事業につきましては、外国人観光客の方をおもてなしをして、高知県の旅行を満足していただくというところになっていきますので。どちらかといいますと通訳案内士のほうは、業種として、例えばクルーズ客船で言いますと、ツアーバスとかに乗って同行ガイドをするような方、そういった方は通訳案内士のほうになって、おもてなし課でやる町中での歓迎は、本当に高知県の温かさを感じていただきながら、ただ高知県内の周遊をしていただきたいことがありますので、語学についても一定のレベルを持っている方をお願いしている、という状況になっております。

◎三石委員 アンケート調査による満足度調査等の実施というのを、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

◎谷脇おもてなし課長 中心市街地にシャトルバスで来られた方を。来年度でいいますと全体で今46回の寄港の予算をとらせていただいておりますが、アンケートについては15回予算化をしております。この15回は、船の種類であるとか、人数であるとか、そういったところをばらばらに、こちらのほうで抜粋しまして、高知県内でこういったところが楽しかったかとか、全体としてどれぐらい満足したかとか、あるいはどれぐらいのお買い物をしましたかとか、そういった状況を確認するようにしております。国籍につきましても、欧米系とか中国系とか、ばらつきが出るようなアンケート調査を行っております。

◎三石委員 今までもこういう系統のアンケートはされてきたんでしょう。

◎谷脇おもてなし課長 アンケートは、この事業を実施したときからずっと続けてやっております。

◎三石委員 それでまたアンケートをやっていくわけですけども。アンケートというのは本当に大事なことよね。過去のアンケートの結果が、どういう形で生かされてきたのか。例えば具体的にこういうような意見があって、こういうようにしてもらいたいというのがあると思うんだけども。具体的な例を挙げて、このアンケートが本当に役立ったと、プラスになったということの事例を、御紹介していただけたらと思うんですけどね。

◎谷脇おもてなし課長 クルーズ客船にとっているこのアンケート調査では、ほとんどの場合90%ぐらいが満足いただいている結果になっております。何に満足しているのか、食べ物であったりとか、温かさであったりとか、いろんな面が評価をいただいておりますので。市街地の商店街の皆様と、日ごろから市街地受入部会というのを開催しておりますので、このアンケートの結果とかをお伝えしながら、やっぱり高知県の方は温かいとか、人柄のよさとかをよく思っているから、引き続き商店街のほうでそういった受け入れをやっていただくとか、そういったいいほうでの活躍もしておりますし。一方で、多言語表記とか言葉の問題でありますとか、そういったところで若干ではありますけれども、そういった御意見をいただくこともあります。そういったことも同じように、クルーズ船のシャトルバスが到着する市街地のほうで、表記でありますとか、あるいはクレジットカードを使えますといった御案内であるとか、そういったところを皆さんと共有しまして、さらによくなる、受け入れを進めていくような取り組みをしております。

◎三石委員 あんまり複雑なアンケートには、あんまり答えたくないということもあるだろうし、言葉が理解できなくちゃ困るんだけども。そこらあたりはちゃんとやれているんですか。

◎谷脇おもてなし課長 基本的には、欧米系の場合は英語でアンケートをとるようにして、中国船の場合は繁体字、簡体字を使い分けましてアンケートをとるようにして

おります。主な皆様につきましては、大体アンケートに御協力いただけているという状態です。

◎坂本（茂）委員 さっきの部でもお聞きしたがですけれども。部長が一括で説明された人件費の関係の増額分と減額分と、その内訳がわかれば教えていただきたいです。それを差し引きして、この額になっていると思うんで。

◎吉村観光振興部長 増額と減額を差し引きして、1,100万円余りになっております。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田です。地域観光課では1,300万円ほどの増額になってございまして、その内訳としましては、昨年度が当課の職員数19名でございました。この分が今年度、足摺海洋館と土佐れいほく博への派遣ということで、2名増員になっておりまして、その分が主に増加要因になってございます。また当課では、3名の市町村の交流派遣職員を、昨年受け入れておりましたけれども、ことしに限っては、そのうちの2名を県職員に振りかえをいたしました。その分で、合計で4名増員になっておりますけれども、昇級等の関係で新陳代謝がございまして、結果的に1,300万円の人件費増という形になってございます。

◎谷脇おもてなし課長 おもてなし課は740万円余りの減額になっておりますが、人数については変更がありません。こちらの分は人事異動等で、年齢の若い方、あるいは勤続年数の深い方、浅い方の新陳代謝に伴って、この740万円の減額が出たものでございます。

◎小西国際観光課長 国際観光課の小西でございます。当課の人件費につきましては543万1,000円の増額ということになっております。当初予算で9名分を計上しておりましたが、年度当初に1名の増員、そして年度の途中で1名の増員ということで、2名増の計上をさせていただいて、543万1,000円の増を計上させていただいています。

◎坂本（茂）委員 国際観光課は年度途中で2名増員したということですか。

◎小西国際観光課長 4月1日に1名増員になっておりまして、それから11月に1名増員になっておるということでございます。

◎三石委員 直接補正とは関係ないんですけどね。以前から私は言っているんですが、高知市に特に言わないかんことですけどね。県下のトイレが汚いと、やっぱりよくないですね。外国人もそうやけれども、国内の人間もそうですわ。そこらあたりお願いというか、各市町村というか、そういうことはされていますか。

◎谷脇おもてなし課長 トイレにつきましては、観光客にとっても大変重要なところだと思っております。トイレの場合は、新しいとか古いとかもありますけれども、まずは管理がしっかりとできることが大事だと思っておりますので。例えば年に1回、高知県では一斉清掃しましょうということがありますので、そういったときに清掃するという機運の醸成でありますとか。あるいは県内のトイレの事業者さんが、県内の観光地のトイレの清掃とかにも御協力いただいたりとかしていますので、そういった皆さんと一緒に機運を醸成

しながら、管理をしていくところに力を入れていきたいと思っております。

◎三石委員 県外の観光地に時々行ったりもするんですけれども、場所によったら本当に雑なところもあるし、そうでなくて本当に手入れが行き届いてるというか、ちょっとした草花が鏡のところにあったりとかね。感じが全然違うんですね。かと思うたらガラスが剥がれてないとか、そこらあたりね。

◎谷脇おもてなし課長 三石委員も御存じだと思いますけれども、おもてなしトイレという取り組みを長年やってきております。その中には明るいとか、きれいとか、臭いがないとかもあります。何か一つのおもてなしも、皆さんと一緒にやるようにしております。その中でお花を飾ったりとかもあまして、そんなときに皆さんにお話するのは、いつも買ったお花じゃなくても、庭先にあるようなお花を持って来ていただいて、緑を加えていただくだけで皆さんの、観光客の気持ちがよくなりますので。そういった御協力でおもてなしトイレの普及とかもしておりますので、今後も引き続いてやっていきたいと思っております。

◎三石委員 そういうことで、ちょっと余談なことかもわからんけどね。いろいろこういう後援会活動をやっていたら、各個別へ挨拶に行っているいろいろ後援会のお願いなんかをすることはたくさんあるわけですよ。花を物すごく大事にしているところの家は、本当に表情もええしね。あれ不思議なもんですね。本当にいいですね。その逆があるんですね。玄関先に行って乱雑なところはやっぱり表情が、そこまで余裕がないのかな。余裕がないからそんな相になるのかわからんけれども、そういうところにもあらわれてきますのでね。ぜひ草花というかな、整理整頓というか、物すごく大事だと思うんですね。

◎谷脇おもてなし課長 これからもそういったおもてなしの、どちらかといえば機運の醸成になるかと思うんですが、みんなで積極的にトイレをきれいにすることも、お花を飾るとかもあると思うんですけれども、皆さんでおもてなしの心のほうを、引き続いて機運の醸成をしていきたいと思っております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎加藤委員長 それでは続いて、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎村田土木部長 土木部長の村田でございます。

12月議会に提出させていただいております、土木部の議案につきまして御説明申し上げます。お手元にお配りいたしております参考資料の青いインデックス、土木部の1ページ

目をお願いいたします。

平成30年度12月補正予算における一般会計の総括表で、表の左から3列目、補正見込額の最下段にありますように、総額4億1,193万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、2ページ目でございますけれども、こちらは12月補正予算の特別会計の総括表でございます。表の左側から3列目、補正見込額の最下段にありますように、総額187万5,000円の、こちら増額補正をお願いするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、7月豪雨後に発生いたしました台風第24号などによります災害への対応に要する補正予算。また、南海トラフ地震対策のさまざまな地震対策の入り口に位置づけております住宅の耐震化、またコンクリートブロック塀の安全対策、空き家活用といった取り組みにつきまして、市町村からの要望を踏まえまして積み増しを行うための補正予算。また、高知港係留施設など指定管理者への管理代行料に係ります委託料につきまして、高知新港の客船寄港回数が増加したことに伴いまして予算の増額をお願いするもの、こういったものが主な内容になってございます。

また、人件費の補正予算がございます。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上しているもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担料の変更等によるものでございます。なお人件費につきましては、今私のほうから御説明させていただきましたことで、担当課長からの説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして3ページ。こちらは性質別の予算説明資料となっております。

4ページから7ページは、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。4ページは、坂本ダムの関連構造物でございますテレメーターの更新、こちらに関する債務負担。

5ページ目。こちらの道路改良費は、端境期対策の一つとしまして、来年度の4月から6月の間に工事を行えるよう、早期発注が可能な県単独工事を今年度内に発注させていただくものでございます。

6ページ目の、のいち動物公園及び春野総合運動公園の管理運営委託料につきましては、今年度末をもちまして指定管理の期間が満了となります。平成31年度からの5年間の管理委託につきまして、それに要する債務負担でございます。

7ページ目の客船受入等業務委託料。こちらは高知新港にクルーズ客船が寄港した際の岸壁での受け入れ対応の業務、これを民間に委託するためのものですけれども、来年度最初の寄港が4月当初に予定されておりますことから、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして8ページ目。こちらは平成30年度の繰越明許費の説明でございます。上段の表をごらんいただければと思っております。今回追加する繰越予定の件数は203件、104億2,176

万6,000円でございます。9月に御承認いただきました繰り越しと合わせますと、363件、295億1,015万6,000円となっております。下の表、左側は工種別の件数と金額、右側は繰り越しの理由別の内訳を記載しております。追加の203件の工事は、工期を考慮いたしますと、工事の完了が平成31年度になることが見込まれますので、この議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。以上が、今回提案しております補正予算の概要となります。

続きまして、条例その他議案につきまして。まず契約議案といたしましては、国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の締結に関する議案など、3件を提案させていただいております。その他の条例議案といたしましては、高知県立のいち動物公園と高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案を。その他、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）に係る会計検査院の指摘につきまして報告させていただきます。それぞれの案件につきましては、後ほど担当課長のほうから説明させていただきます。

報告事項の最終ページ、赤いインデックス審議会等は、平成30年度各種審議会の審議経過等の一覧表となっております。

以上で、12月議会へ提出しております、土木部の議案等の総括説明とさせていただきます。

〈土木政策課〉

◎加藤委員長 それでは続いて所管課の説明を求めます。

最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎伊藤参事兼土木政策課長 土木政策課でございます。

当課からは条例その他議案としまして3件の契約締結議案をお諮りしてございます。この資料③、条例その他議案の59ページをお開きください。

まず1件目でございます。第24号、国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の締結に関する議案でございます。この議案でございますが、安芸郡北川村和田地区におきまして建設を予定しておりますトンネルの、工事請負契約の締結に関するものでございます。先日10月18日に一般競争入札を行いまして、27億7,128万円で、三井住友・田邊・山本・鍋島特定建設工事共同企業体が落札をいたしましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。完成期限につきましては、平成34年1月31日となっております。

工事の概要でございますが、別とじの土木部の参考資料、赤のインデックスの土木政策課の1ページをお開きください。

この国道493号東洋町～奈半利町線は、四国8の字ネットワークを構成いたします地域高規格道路である、阿南安芸自動車道の整備の一環として順次整備を進めているところでご

ざいます。現道は、南海トラフ地震発生時の災害危険箇所が非常に多く、降雨などによる通行規制も頻繁に発生している状況にありまして、また道路の幅員も狭く線形も悪いことなどから、こうした状況の解消を図りまして、幹線道路網を整備しようとするものでございます。

今回のトンネル工事でございますが、このうち安芸郡の北川村柏木から和田の間、地図のところに拡大図を載せておりますが、ここの北川道路2-2工区に位置しておりまして、特にこの工区は線形も悪く、地形が急峻で落石等の危険箇所が集中する区間でありまして、平成25年度から先行して事業化をし、整備を進めているものでございます。

次に、もとの議案のほうの資料、③の資料に戻っていただきまして、60ページをお開きください。2件目は第25号、県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案でございます。

この議案でございますが、安芸郡安田町小川地区におきまして建設予定しておりますトンネルの、工事請負契約の締結に関するものでございます。これも先日11月8日に一般競争入札を行いまして、15億1,200万円で大旺新洋・須工ときわ・山本特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。完成期限につきましては平成32年7月31日となっております。

また工事の概要でございます。先ほどのインデックスのつきました資料の、次の2ページのほうをお開きください。この県道安田東洋線は、馬路村と国道55号線を結びます唯一の道路でありまして、第2次緊急輸送道路でありますほか、ユズを初めとする一次産業や観光振興を支えるためにも、必要不可欠な路線となっております。

しかしながら本路線は、非常に幅員も狭いということに加えて線形も悪く、また異常気象時の事前通行規制区間があることなどから、安全な通行を確保するために早期の整備が望まれているというところでございます。

このトンネルの整備によりまして現道部分を、拡大図がありますが、ショートカットしますことで、落石危険箇所の回避や走行時間の短縮など、日常生活や地域産業を支える道路としての大きな効果が期待されるというところでございます。

またもとの議案のほうの③の資料に戻っていただきまして、61ページでございます。3件目が第26号、県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。この議案は高岡郡津野町岩土で行われております、岩土トンネルの工事の契約金額を13億2,025万2,480円から1億5,398万5,320円増額しまして、14億7,423万7,800円に変更することと合わせまして、完成期限を平成31年8月28日から90日間延長しまして、平成31年11月26日に変更しようとするものでございます。

また同じく工事の概要でございます。インデックスのつきました資料の3ページをお開

きください。この工事でございますが、右のほうの拡大図のところに赤の点線でお示しました、総延長547メートルのトンネル工事で、昨年平成29年12月21日に生田・上岡・山興特定建設工事共同企業体と契約を締結しまして、平成31年8月28日を完成期限として工事を進めているものでございます。

この工事を進める過程で、トンネルの掘削が約80メートル進みました時点におきまして、天井部分からの土砂の抜け落ちというものが発生しまして、その空洞となった部分にウレタンを充填するなど、トンネル本体の構造の安定性を図る必要が生じたことなどから、契約金額の増額と完成期限の延長を行うものでございます。

説明は以上でございます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 一つは1番最初の分ですが、これは8社が入札して、そのうち6社が失格になっているんですけども、なぜ6社も失格するような入札になったのか、理由を教えてください。もう一つは、最後に説明があった岩土トンネルの分で、落石の危険性が高いとかいうことを含めて、土砂の抜け落ちに対してその空洞部分をウレタンで充填する対策を実施したということなんですけれども。この工法で今後、安全は完全に確保できるのかどうかについて教えてください。

◎伊藤参事兼土木政策課長 まず1点目の、和田トンネルの入札の関係でございますが、8社の応札がありまして失格6社ということで。この失格につきましては、低入札の調査価格を下回って入札がされたものでございまして、それで失格となっております。

あと岩土トンネルの関係につきましては。

◎肥本道路課長 道路課長の肥本でございます。抜け落ちた部分は、大体2メートル幅ぐらいでぽこっと抜けたんですが、局部的に抜けたものでございまして、そこにウレタンを注入するとともに、鉄筋で補強もしておりますので、今後の安全性についてはもう大丈夫と判断をしております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈河川課〉

◎加藤委員長 次に河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課長の岩崎でございます。当課からは繰越明許費及び債務負担行為について御説明させていただきます。

まず、繰越明許費でございます。②議案説明書（補正予算）の140ページをお開きください。繰越明許費につきましては、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございます。1目河川管理費の和食ダム建設事業費につきましては、ダム本体工事におきまして、左岸再掘削のための調査や設計などに日時を要したことから、当

初予定通りの進捗が得られなくなったため、4億7,327万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、ダム改良費につきましては、鏡ダムの貯水池保全事業におきまして、工事の施工に伴う工事用資材などの運搬路について、地元との調整に日時を要したことなどにより、9,320万8,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが。2目河川整備費の河川改修費につきましては、平成30年7月豪雨で被害を受けました安芸川ほか、25件の工事におきまして、工事箇所への進入用道路を設置するための用地交渉などに日時を要したことから、9月議会で議決をいただいた額と合わせまして、23億911万2,000円の繰越予算額に変更をお願いするものでございます。

これらにつきましては、契約時点におきまして年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為でございます。141ページをごらんください。宿毛市を流れます松田川上流にあります坂本ダムの関連構造物である、放流警報設備の更新工事請負費の債務負担行為をお願いするものでございます。ダムの放流警報設備は、洪水時などのダムから放流を行う際に、下流住民に対しまして河川水位の上昇を知らせる重要な役割を持つ無線設備でございます。無線規格の改正に伴い、平成34年12月の期限までに、合計40局の設備を順次新規格に更新する予定でございます。

今回、20年が経過し更新時期となっている坂本ダムの11局の警報局のうち、ダム管理事務所から遠い6局の更新を実施したいと考えておるところでございます。今回の6局につきましては、水防業務に支障を来さないよう、来年度の出水期までに更新作業を完了させたいことから、今回7,639万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

河川課からは以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎加藤委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾参事兼防災砂防課長 防災砂防課の石尾でございます。防災砂防課からは繰越明許費について御説明いたします。資料②議案説明書補正予算の142ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、9月議会でも御承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものでございます。まず、追加でございますが、2目砂防整備費の総合流域防災事業費は、地元との調整に日時を要したことにより、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが、1目砂防費の砂防単独事業費は、7月豪雨対応により、9月議会で議決いただいた額と合わせて、4億5,813万円の繰越予定額に変更をお願いするものでございます。

2目砂防整備費の通常砂防事業費は、7月豪雨により、関連する前工事の工事現場が被災を受け、復旧に日時を要したこと。また地すべり対策事業費、及び急傾斜地崩壊対策事業費は、地元との調整に日時を要したことにより、それぞれ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

これらの工事は、契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎吉良委員 直接的にこの議案とは関係ないんですけども、従前砂防ダムに土砂がばーっと埋まって、それを取り除かんとまた落ちてくるんじゃないか、という指摘をしたときには、砂防ダムというのはそういうもんだと、掘削だとか除去なんかしないんだという答弁が、ずっとあったんですね。昨日だっけ、中小河川の質問で、除去する、取り除くみたいなことをおっしゃっていると思うんですけども、それは何か方針が変わったんですか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 砂防ダム、砂防堰堤に関する設計の考え方が、やはり最近変わりました。昔ながらの、掘削せずに自然の河川の流水の力で元通り、もとの考え方の砂防ダムもあれば、新たな考え方としては、例えば最近スリットダムとか、新しいタイプも出てきていますが、ここの溪流についてはしっかりポケットを確保しようという考え方の砂防ダムもありまして。現場によって使い分けるといえるか、ここではしっかりポケットを確保しようということも、計画においては柔軟に考えていこうという、そういう設計の考え方になってきてます。

◎吉良委員 それはどういう法というか、規定か何かよくわかりませんが、いつの時点で変わったんです。

◎石尾参事兼防災砂防課長 大きく変わったのは、正確な年次はあれですが、数年前ぐらいに変わったんですが。何十年とずっと砂防堰堤をつくってきていますので、昔の時代につくった堰堤については、もう当然昔ながらの設計の考え方でつくっていますので。これから新しくつくるものについては順次、そういうポケットも確保するというのも、考慮しながらつくっているというところではあります。

◎吉良委員 後でいいですけども、その法と、それからその対象になる堰堤を一覧表でお願いできますか。

◎石尾参事兼防災砂防課長 高知県の砂防堰堤が、千を超えるような数がありますので。

◎吉良委員 じゃあ、その新しく。

◎石尾参事兼防災砂防課長 最近つくった堰堤について、例えばどういうものがあるかというのを、少しまとめて御説明したいと思います。

◎吉良委員 わかりました。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈道路課〉

◎加藤委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の補正予算について、御説明をさせていただきます。議案説明書（補正予算）の144ページをお開きください。歳出について説明をさせていただきます。

1目の道路橋梁管理費につきまして、7,224万6,000円の増額をお願いするものでございます。右の説明欄にあります、2道路維持管理費につきましては、9月の台風24号などに伴う大雨により、県管理道路におきまして、路側の決壊や斜面崩壊などの被害が多数発生しましたことから、安全な通行を確保するために多額の応急対策費用が必要となりましたため、今回増額補正をお願いするものでございます。

次に、2目の道路橋梁改良費は、1億8,564万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、防災・安全交付金事業におきまして、7月豪雨などの災害により事業の執行が困難となった市町村があり、その事業費の一部を県事業により執行を行うための増額であり、国道439号において、いの町の柿藪橋の橋梁修繕などを実施したいと考えております。

次に146ページをお開きください。繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございますが、1目道路橋梁管理費の道路維持管理費では、安芸土木事務所管内など五つの事務所管内において、工事施工に伴い発生する通行規制について、交通の安全確保の検討などに日時を要しましたため、8億9,096万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。また、高規格道路等建設促進事業費につきましては、市町村事業が平成30年7月豪雨への対応により遅延したため、1,667万7,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが、1目道路橋梁管理費の道路改良費では、県道高知本山線ほか22件の工事におきまして、他工事との調整などに日時を要しましたため、9月議会で議決いただいた額と合わせまして、8億6,725万8,000円の繰越予定額に変更をお願いするものでございます。

次に、2目道路橋梁改良費の防災・安全交付金事業費では、国道195号ほか106件の工事

におきまして、地元との調整や用地交渉などに日時を要しましたため、9月議会で議決いただいた額と合わせて、106億1,338万4,000円の繰越予定額に変更をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為でございます。公共事業の事業量が少ない4月から6月にかけての端境期対策といたしまして、用地買収が完了し早期発注が可能な、来年度予算に計上する予定の県単独工事を、今年度内に発注するための債務負担行為、4億1,800万円をお願いするものでございます。

以上で、道路課の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎加藤委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。

それでは、都市計画課の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。資料番号2の議案説明書補正予算の148ページをお開きください。繰越明許費について御説明します。街路事業は交付金事業と県単独事業を組み合わせで行っておりまして、繰越明許費につきましては、6月議会及び9月議会で公共県単ともに御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、既に議決いただいた額と合わせて、9億9,133万3,000円の繰り越しを。3目都市施設整備費の都市計画街路事業費、これは交付金事業に当たりますが、これも同様に、既に議決いただいた額と合わせて11億4,735万8,000円の繰り越しをお願いするものです。

これらは、高知駅秦南町線の久万川から南側の産業道路までの区間において、電線やガス管などの地下埋設物の移設の工事調整に不測の日数を要したことなどから、繰越額が増額となるものです。なお今現在、来年5月の高知赤十字病院開院に向けて、久万川から北側の秦南団地までの区間について、暫定2車線の供用開始を目指して工事を進めていますが、これらの繰り越しが暫定供用に影響を与えるものではございません。

以上で、都市計画課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 公園下水道課の補正予算案、及び条例その他議案について御説明いたします。

今議会にお諮りしております議案は、一般会計予算におけます2件の繰越明許に係る補正予算案と、二つの公園の指定管理者の指定に関する議案、及びそれに伴います債務負担行為の補正予算案、また、流域下水道特別会計における人件費に關します補正予算案でございます。

まず、一般会計の繰越予算案について御説明いたします。②の議案説明書補正予算の、149ページをお開きください。4公園費の都市公園単独事業費でございます。のいち動物公園におきまして、生まれながら脳性麻痺により障害を持ったチンパンジーの、飼育獣舎の増築等の改修工事の施工に当たりまして、工事箇所への機材搬入経路を初めとする、工事期間中の来園者への安全対策について、管理者の動物公園協会との協議に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、8,222万2,000円の繰越予定額をお諮りするものでございます。

次の都市公園事業費に關しましては、土佐西南大規模公園の大方地区にございます海のバザール、これはNPO砂浜美術館に管理していただいております、俗にいう海の家でございますが、そのウッドデッキの修繕工事等を行うに当たりまして、指定管理者や利用関係団体との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、9月議会での承認をいただいた額と合わせまして、3億2,856万1,000円の繰り越しをお諮りするものでございます。

続きまして、次のページをお開きください。県では都市公園の利用者へのサービス向上と効率的な管理運営を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。そのうち、のいち動物公園と春野総合運動公園につきまして、本年度末をもちまして現在契約しております指定管理期間が満了となりますことから、それぞれ平成31年度からの5年間、指定管理者に公園の管理運営を委託するための、債務負担行為をお諮りするものでございます。

この債務負担行為につきましては、③条例その他議案の57ページ、第22号高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案、また58ページ、第23号高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案と関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

土木部参考資料、公園下水道課のインデックスのページをお開きください。まず、のいち動物公園について説明いたします。第22号議案説明資料をごらんください。のいち動物公園につきましては、3、「過去の指定管理者の状況」にございますように、現在まで、公益財団法人高知県のいち動物公園協会を指定管理者としております。この公園につきましては、動物を飼育し展示を行うといった高い専門性が必要となるという特殊性があること

から、平成18年度に指定管理者制度を導入した当時から、公募によらず直指定によりまして、公益財団法人高知県のいち動物公園協会に管理運営をお願いしているものでございます。

県が定めます公の施設の指定管理者制度に関する運用指針におきまして、公募を行わないことについて相当の理由がある場合には、公募によることなく適当な団体を選定することができ、その際にはあらかじめその適否について、外部有識者等の意見を聴取すること、とされております。そのため今回指定管理者として、高知県のいち動物公園協会を選定することにつきましては、あらかじめ管理運営形態の異なる立場にいらっしゃいます3名の動物園管理者から意見を伺っており、同財団が管理運営することが適当であるとの意見をいただいております。

5の、「今回の指定議案について」にお示ししておりますが、その意見も踏まえた上で、11月に開催いたしました指定管理者審査委員会におきまして、管理期間となる5年間の事業計画について審査し、指定管理者の候補者として選定されております。

4の「導入の効果」に記載しておりますが、評価のポイントとしましては、利用者へのサービスの向上の一環としまして、夜の動物公園の開催、また、子供を対象としたイベントなど自主事業が実施されたことなどによりまして、平成29年度の利用者が約16万3,531人と、指定管理の初年度でございます平成26年度と比較しまして1万6,000人余り、率で言うと1割を超える利用者の増加が図られたことなどがございます。

管理代行料の提案額は最下段の記載のとおり、5年間で20億2,381万4,000円となっております。債務負担行為に係る補正予算案としてお諮りしております。

次に、春野総合運動公園について説明いたします。裏面の第23号議案説明資料をごらんください。春野総合運動公園は、昭和54年に供用を開始いたしました、広さ約60ヘクタールの公園で、主な施設としまして、野球場、陸上競技場、屋内外の水泳場、また遊具を配置したちびっこ広場などがございます。

3の「過去の指定管理者の状況」でございますが、この公園につきましては、これまでも公募で指定管理者を募っております。第1期の平成18年度から平成20年度まで、くろしお通信・須工ときわグループが、平成21年度から平成30年度までの第2期及び第3期を公益財団法人高知県スポーツ振興財団が管理運営を行っております。

5の「今回の指定議案について」にございますように、8月24日から10月22日までの60日間公募を行いまして、公益財団法人高知県スポーツ振興財団の1社から申請がございました。のいち動物公園と同様、指定管理者審査委員会におきまして事業計画を審査し、指定管理者の候補者として選定されております。

4の「導入の効果」にも記載しておりますが、評価のポイントといたしましては、利用者へのサービス向上の一環としまして、ヨガ教室とかテニススクールなどの自主事業の開

催、また利用料金の割引の導入などが実施されたことなどによりまして、指定管理の初年度と比べ、1万5,000人余りの利用者の増加が図られたこと。また、料金収入でいきますと、3割程度の増加が図られたことなどがございます。

管理代行料の提案額は最下段の記載のとおり、5年間で11億8,444万円となっており、債務負担行為に係る補正予算案としてお諮りしております。

両公園とも、今回の管理運営代行料は前回より増額となっておりますが、共通する主な要因としましては、労務単価の上昇、また来年10月からの消費税の増税に伴うものでございます。

最後に、特別会計の補正予算案につきましては、職員の給与差額による人件費の補正として、17万6,000円の増額を行うものでございますが、詳しい説明は省略させていただきます。

以上で、公園下水道課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎西森委員 先ほどの繰越明許の、チンパンジーの関係の8,000万円を、もうちょっと詳しく教えてもらえればと思いますけれども。

◎片岡公園下水道課長 チンパンジー獣舎を改修するに当たりまして、資材の搬入とかコンクリートミキサー車等の搬入は、園内の園路を利用しての搬入になります。そのため、どのルートから入れるか、どのルートを何時に通すかといった協議を、のいち動物公園協会といたしました。その協議に時間を要したということで、年度内の完成が見込めなくなったというものでございます。慎重に安全対策を協議したということです。

◎西森委員 何か別のルートを使うみたいな話ではないということなんですか。

◎片岡公園下水道課長 チンパンジー獣舎自体がふちにないものですから。どうしても一般の園路を使用しなければならないということで、協議を行っております。

◎西森委員 わかりました。チンパンジーの獣舎というのは結構高いんですね。そのチンパンジーって、何頭いるんですか。

◎片岡公園下水道課長 脳性麻痺のチンパンジーは1頭です。

◎西森委員 その脳性麻痺のチンパンジーのために、新たな建物をつくるということですよ。

◎片岡公園下水道課長 やはり1頭、手がかかりますんで。今までそのチンパンジーを飼育するために、繁殖棟を充てていました。でもそれではなかなか、繁殖にも支障が出るということで、そのチンパンジー専用の獣舎を建てることにしたものでございます。費用が高いものにつきましては、どうしても重機等、機械施工ができないところがございまして、その分割高にはなってきます。

◎西森委員 当初予算で通っていた分なんで、今さらどうこう言う話ではないんですけれ

ども。どうなんでしょうね、そういった特別なチンパンジーがいると。それに対して、何か別の建物までつくってまで、そういったチンパンジーを見せるということになるのか。それともそういったチンパンジーは、どこか別の、同じようなチンパンジーがいるところに行かせてあげて、そこで飼うとかいうことなんかも。今回はそのチンパンジーのために、建物をつくってということなんですけれども。そのあたりは、今後もし万が一そういうのが出てきた場合に、その1頭のために何千万もの。当初予算で通っているんで、今さら何とも言うべきじゃないかもしれないんですけども。今後そういうものに対しては、やっぱりいろんな選択肢を考えていく必要があるんじゃないかなということ、言わせていただければと思いますけれども。

◎片岡公園下水道課長 またそのときには、いろんな選択肢を持って検討していきます。

◎坂本（茂）委員 今のに関して言えば、ただ脳性麻痺のチンパンジーがずっとリハビリしながらやっていきゆうこと自体が、すごく県民が勇気づけられたりとか、そういうことにもつながっているという副作用もあるわけですから。一概にそうとだけは言えんのかなと、これはもう私の個人的なあれで。

私がお聞きしたいのは、のいち動物公園のこれまでの決算の中で、平成29年度の決算で、その他というのがどんと突出して、1,600万円ほどの収入があるんですけれども。その前年とことしの予算とかと比べると、倍以上にふえている。このその他収入というのは、どんな特徴があったんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 済みません、資料はどこの。

◎坂本（茂）委員 いや、資料はここには出てない。公の施設の指定管理者における業務状況評価、7月24日の分ですね、その中に収支の状況というのがあって。

◎片岡公園下水道課長 申しわけございません、ちょっと今すぐわかりませんので、確認して。

◎坂本（茂）委員 決算状況ですから。しかも公に県民に対して明らかにされている、ホームページからの資料ですので、それはやはり説明がつくようにしておいていただかないと。特にどんと増額をしているんで、それがまた半減しているということになれば、何か特徴的なことがあったんじゃないかと思うんですよね。そういう特徴的なことが、今後も見込まれないことなのかどうかによって、またいろいろ債務負担行為の額が違ってきたりする部分もあるんじゃないかと思うんですけれども。ひょっとしたら年間利用者数がふえていることでの影響なのかどうかとか。

◎加藤委員長 そしたら、後ほど詳細な説明を求めます。

◎吉良委員 春野ですけれども、このスポーツ振興財団は、前期の業務評価はどういう評価を受けているんですかね。

◎片岡公園下水道課長 大体四つの項目で評価をしてございまして、適正な管理運営を確

保できているか、利用者サービスの維持向上が図られているか、利用実績、これは収入とか利用者増がどのような状況か、あと収支の状況、こういったポイントで評価をさせていただきます。

◎吉良委員 それで評価は。

◎片岡公園下水道課長 評価は、29年度の評価が、仕様書の内容や目標を上回る成果があり、すぐれた管理運営が行われている、という評価をいただいております。

◎吉良委員 本会議でも指摘をした、グラウンドの芝の管理の問題はどのような評価をしているんですか。一般会計から追加で繰り出しをしたと、私記憶にあるんですけども。管理の不手際によって、あるいは工事そのもののあり方について、それはどのような評価になってるんです。

◎片岡公園下水道課長 その後のオーバーシードを適切に行うとか、プロサッカーキャンプ等の使用に耐え得る設置水準を確保しているということで、目標を上回る成果を得られている、その水準を得ているという評価です。

◎吉良委員 それは結果の問題であってよね。工事そのものに瑕疵があって、そして補正予算か何かで、県費をまた入れているんでしょう。そういうのは、何らその評価の中で減点になってないわけ、どういう評価をしていますか。それは対象になっているのか、なっていないのか。

◎片岡公園下水道課長 その芝生につきましては、施工時の要因であったということで、スポーツ振興財団は管理を行っている財団ですので、その工事の瑕疵についてまでの責は問わないということでございます。

◎吉良委員 ということは、県に責任があったということになるわけよね。財団のほうの評価には、それは含まれてなかったと、だから総合評価がよかったんだということですね。

それで具体的にスポーツ振興財団のほうが、日常的に管理しているわけですよ。その管理者の、県に対する意見だとか、そういうものが日常的に反映されるようなものになっていけばね、先ほどのような。これも指摘させてもらったんですけども、多分工事するときからおかしいと思っていたということは、あったはずなんですよね。だから、県のほうの問題だとなれば、やっぱしもう少しきちんと、日常的なフィードバックを含めて県として耳も傾けて、工事段階から意見も仰ぐということが必要だと思うんですね。今後そういうことについては、やはり常に意見交換もし合いながら、運営をしていくということを念頭に置くべきだと思うんですけども、今後のあり方についてはどうなんですか。

◎片岡公園下水道課長 指定管理者のモニタリングポスト、ヒアリング等で、管理状況についても年2回、夏と年明けにヒアリングをさせていただきます。そのときに、指定管理者から芝生の管理とか、委託を受ける業者はございますので、その業者とも意見交換を行って、今後に活かしていきたいと考えてございます。

◎坂本（茂）委員 さっき管理代行料が次期に向けて増額されている要素としては、人件費の増額というか、労務単価が上がってるみたいな説明がなかったですかね。ただ、のいち動物公園を見た場合には、例えば28、29、30年度予算に向けて、人件費はずっと、それほど変わっていない。2億3,500万円で行ってるんですけども。春野運動公園の場合は、人件費はずっと減額しゆうんですよね。ここがずっと減っていきゆうのに、一方で次は、管理代行料を引き上げる一つの要素として、人件費が上がってくるからという理由になっているのが、ちょっとよくわからないんですけども。

◎片岡公園下水道課長 それはこの28、29という決算額が、年々減っているということですよ。

◎坂本（茂）委員 30年度予算に向けても減っていていますね。

◎片岡公園下水道課長 済みません、これも先ほどの分と合わせて、後ほど説明をさせていただきますと思います、申しわけございません。

◎加藤委員長 そしたらまた後ほど、先ほどの2点について説明を求めたいと思います。
以上で質疑を終わります。

〈住宅課〉

◎加藤委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎川崎住宅課長 住宅課の川崎でございます。住宅課からは、補正予算及び繰越明許費について御説明をさせていただきます。資料2、議案説明書補正予算の152ページをお開きください。

1目住宅費につきまして、9,447万6,000円の増額をお願いするものです。右の説明欄にあります住宅耐震対策事業費について御説明いたします。住宅耐震化促進事業費補助金につきましては1億1,997万3,000円を計上しております。

参考資料の中の、住宅課のインデックスがついている資料の1ページをお開きください。住宅の耐震化は、さまざまな地震対策の入り口に位置づけられている最重要施策であることから、第3期南海トラフ地震対策行動計画の1丁目1番地に位置づけ、需要の掘り起こしと供給能力の強化の観点から、取り組みを強化してまいりました。

資料の左側をごらんください。需要の掘り起こしにつきましては、25を超える市町村で診断の無料化や上乘せ補助が制度化され、代理受領制度の導入も進んでおります。また、供給能力の強化につきましては、耐震診断を省略して設計から実施する仕組みの導入や、登録工務店の増加など、需要の高まりを受けとめる体制が整ってきております。

その結果、資料の中央にありますとおり、今年度の10月末までの耐震改修の申し込み件数は、過去最高となった昨年度と同程度で推移をしております。加えて、ことし6月に発生をしました大阪府北部を震源とする地震を契機に、コンクリートブロック塀の安全対策の必要性が改めて認識されたことから、資料の右にありますとおり、10月末までの補助の

申し込み件数が昨年度同期の約2倍の増となっており、当初の予定を大幅に超えることが見込まれております。

また、県内でふえ続けている空き家が廃屋とならないよう、市町村が空き家を再生し、移住希望者などの住宅として活用する取り組みも進んできました。このことから、機を逃さず住宅耐震改修等を促進させるため、市町村からの要望をもとに耐震改修工事100棟、コンクリートブロック塀安全対策90件、空き家活用50戸などの積み増しを行うものでございます。今後も市町村や事業者とも連携しながら、住宅の耐震改修等の地震対策を進めてまいります。

続きまして資料2、議案説明書補正予算の153ページをお開きください。1目住宅費について御説明いたします。まず、住宅耐震対策事業費の3億9,534万4,000円の繰り越しについてですが、耐震改修工事などの市町村への申し込み件数の増加に伴い、耐震改修の完了件数も増加しているところですが、住宅所有者が耐震改修設計の内容や工事の調整に不測の日時を要したために、工事等の年度内完了が見込めなくなったことから、県の補助金を繰り越すものでございます。主なものとしましては、耐震改修工事1億5,255万円、空き家活用費7,175万円、耐震改修設計費7,000万円などです。

次に、住戸改善推進事業費の2億8,351万3,000円の繰り越しについてですが、県営住宅宇治団地第4工区の全面的改善工事の実設計の内容について、入居者との調整に不測の日時を要し、工事の年度内完了が見込めなくなったことから工事費を繰り越すものでございます。内訳は、本体工事費2億8,113万2,000円、測量設計費238万1,000円となっております。

最後に、建築物耐震対策緊急促進事業費の2,253万5,000円の繰り越しについてですが、建築物の所有者が耐震改修工事の検討、調整等に当初の予定より日時を要し、工事の年度内完成が見込めなくなったことから、県の補助金を繰り越すものでございます。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 耐震工事で、県内の一部と思いますが、市町村で耐震工事費がなくなったという話があって。県が今一生懸命進めているやないですか。それで予算不足というか、結局国の予算がなくなって来ていないから、県のほうも出せなかったという経緯があると思うんですが。高知県の場合、この耐震工事を一生懸命やっていますので、予算不足で工事ができないとかいうのは、ちょっといかんと思うんですね。そこの辺を、今後そういうことがないようにするために、何か考えていることはありますか。

◎川崎住宅課長 今回県費につきましては、12月の補正で上げさせてもらっておりますし、国費につきましても今年度の途中で、追加の配分をいただいております。それも各市町村からいただいた要望を、そのまま積み上げたもので要望して、満額配分をいただいております。

ます。その部分までは、予算十分間に合うのかなと。ただその後、市町村が見込んだ件数以上に申し込みがあっている、一部の市町村があります。そこにつきましては、今後また予算の確保に向けて、いろいろと考えていきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員 それは、今年度中はやっぱり無理。

◎川崎住宅課長 市町村によっては進んでいるところと、一方なかなか進まないところがあります。進まないところの予算につきましては、年度の途中で進捗状況を確認して、一遍引き上げて、それを進んでいるところへ再配分するという形で、対策をとっていききたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 ぜひお願いします。

◎西森委員 この耐震対策ですが、これは上乘せ補助という形で市町村、やっているところやっていないところがあるわけですがけれども。この補助制度自体、住宅の補助をやっているところはブロック塀も同じ、という考え方でいいのでしょうか。それともブロック塀はブロック塀でまた別の補助制度で、補助制度をつくってるところが、住宅とはまたちょっと違っているという状況があるのでしょうか。

◎川崎住宅課長 住宅の耐震改修とブロック塀と、全ての市町村でできているということではなくて、住宅の耐震改修は全ての市町村でメニューがあります。ブロック塀につきましては、まだ若干取り組みができていない市町村があります。そこにつきましても、県としては、特に通学路とか、避難路沿いのブロック塀については、安全対策が必要ですよということで働きかけはしておりますが、まだ一部の市町村で取り組みができてないという状況でございます。

◎西森委員 あと、特にブロック塀なんですけれども。住宅の場合は、耐震診断が無料でできるとというのはあるわけですがけれども、ブロック塀に関しての診断が無料じゃないとか、業者をお願いを。前にも課長にお伺いしたことがあったと思うんですけれども。見た目は新しいけれども、実際には耐震化になっていないとか、新しいから耐震化されているんじゃないかと思われている住民の方もいらっしゃる。だけど改めて診断をすると、やっぱりブロック塀診断に関しても、お金がかかってくるわけですね。だから住宅の耐震診断が無料化されているのであれば、今後ブロック塀の耐震診断に関しても、安くできるとか、無料でできるみたいな制度も必要じゃないかなと思いますが、御所見はどうでしょう。

◎川崎住宅課長 住宅は、56年以前の建物であれば、住宅の耐震診断にあわせてブロック塀の診断をするようにと、耐震診断士にもアドバイスを。実際その場合は、自己負担3,000円、もしくは診断無料化の制度があれば無料で、ブロック塀のチェックができます。ブロック塀だけをやりたい、特にブロック塀については住宅に限らず、事業者の建物の塀なんかも対象になっていますから、その場合は所有者の費用の中でやっていただくという

のが、今の制度になっています。ただブロック塀は、外観検査でほぼ安全性のチェックができますので、必要があれば市町村の職員も一定チェックができますし。チラシの中にチェックの項目をつくっているのがありますので、そういうところで外観目視だけで、十分チェックができるのかなと考えています。建築士に頼むと、チェックする手間よりかは往復の交通費とか、そんな費用が発生するところが、ちょっと課題かなという考えはあります。

◎西森委員 自分とか役所の人なんかの目視で、もう判断して大丈夫ということによろしいんですかね。

◎川崎住宅課長 今回のチェックの基準というのが、まず基礎があるかどうかからスタートしますが、控え壁が3.4メートル以内にちゃんとあるかとか、それから傾いているか否かとか。危ないのは、手でさわってぐらぐらするとか、あとクラックが入っているとかいうことで、外から見てのチェック項目を、全てわかるように整理させてもらっております。その中のどれか一つでも該当するものがあれば、安全性に問題があるという整理で、補助の対象になるという仕組みですので。本当に今の基準どおりかどうかの、実際のところについては診断が難しいかもしれませんが、それ以外のものであれば割といけるんじゃないかと考えております。

◎坂本（茂）委員 私前々から、いわゆる集合住宅の耐震化補助の関係を要望してきよるんですけれども。今の市町村で、集合住宅の耐震化の補助制度を持っているのはどれぐらいになっていますか。それと市町村がその制度を持っていたら、県も補助するようになっていると思うんですけれども、執行状況というか、平均して1年どれぐらいでやっているかはわかりますか。

◎川崎住宅課長 今、集合住宅で木造のアパートなんかは、全ての市町村で大丈夫ながですけれども、ポイントは非木造の集合住宅で、マンション系の建物になります。今現在、非木造の建物につきまして補助の制度があるのが県内で24市町村で、10市町村がまだになっております。加えて非木造の建物は、診断をする技術者も非常に少ないということで、今月20日にも、東大の腰原先生を講師にお招きして、非木造の建物の診断についての勉強会をするようにしています。まず事業者が育たないと、なかなか進まないのかなというのもあります。加えて、今までにやられている耐震改修工事の実績でも、鉄骨のアパートなんかで本当ごくわずかで、非木造の住宅については耐震化が進んでいないという状況になっております。

◎坂本（茂）委員 もう一つ加えて、さっきから話になっているコンクリートブロック塀。集合住宅でもコンクリートブロック塀がありますよね。それに対しての補助制度はないですか。

◎川崎住宅課長 ブロック塀につきましては建物の要件がありませんから、補助の対象に

はなってきます。ただし緊急輸送路沿いのブロック塀が対象で、民間の敷地同士の境界の塀は対象外という整理をさせてもらっております。あとは、それこそ市町村が補助制度をつくるかどうかというところが1点と、限度額につきましても、県は20万5,000円がベースになっていますが、それに各市町村が上乘せをする。共同住宅の場合敷地が広がりますので、塀の長さが戸建て住宅に比べて長くなると。その場合に、限度額の範囲の中でどこまでできるか、という課題はあると思います。

◎坂本（茂）委員 緊急輸送路だけじゃなくて、避難路も大丈夫ですよ。

◎川崎住宅課長 はい、大丈夫です。正確に言いますと、緊急輸送路と避難路と、それから市町村長が認めた避難路までオーケーということで、ほぼ市町村がやる気になれば拾えるような制度になっております。

◎西森委員 前に住宅耐震の市町村の補助の一覧表みたいなのをもらったと思うんですが、ブロック塀のもまた構わなければ、皆さんに資料としていただければと。

◎川崎住宅課長 ブロック塀のチラシがありますので。そこには、やっている市町村の電話番号も出ていますから、それをお持ちします。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

そしたら、暫時休憩をいたします。

再開時刻は、3時5分といたします。

（休憩 14時51分～15時4分）

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〈港湾振興課〉

◎加藤委員長 港湾振興課の説明を求めます。

◎江口港湾振興課長 港湾振興課の江口です。

港湾振興課の補正予算につきまして、御説明いたします。資料ナンバー②、議案説明書の157ページをお願いいたします。

今回御審議をお願いいたしますのが、客船受入等業務委託料1億2,215万5,000円の債務負担行為で、来年度に高知新港に寄港するクルーズ客船の、岸壁における受け入れ業務を民間事業者に一括して委託しようとするものでございます。債務負担行為としておりますのは、来年度の最初の寄港が4月2日に予定されておりますので、今年度内に契約し準備を始める必要があるためでございます。なお、財源内訳の特定財源のその他は、客船受け入れ対応について協力して行っております、高知市からの負担金でございます。

それでは、委託業務の内容について御説明をいたします。土木部参考資料の港湾振興課のインデックスがついた資料の1ページをお開きください。まず、これまでのクルーズ客

船の寄港状況、特徴につきまして御説明をさせていただきます。

左上の「高知新港における客船寄港数の推移」をごらんください。平成26年5月に高知新港のメンバーズ等の供用開始や、外国客船の積極的なアジア市場への展開、特に上海発着、中国発着の積極的な展開によりまして、高知新港への寄港は27年度の8回から29年度は40回に増加してまいりました。今年度は、先ほど説明しましたその中国客船でございますけれども、非常に供給過多になったということで、寄港が大幅に減少したため、仮予約も含め現在のところ36回の寄港予定となっております。来年度は仮予約も含め、55回の寄港が見込まれております。

次に右上の表「客船の発着別の特徴」をごらんください。今年度の客船減の要因であります中国発着のクルーズですが、29年度は40回の寄港全体のうちの半分の20回を占めておりました。しかしながら今年度の実績としましては、4回の寄港予定と大きく減少しております。一方で、外国客船の日本発着クルーズや、ワールドクルーズの寄港数が大きく伸びておる状況です。

高知新港への寄港に当たりまして、船会社はまず岸壁の予約を港に行い、その後寄港するかどうか検討して商品販売になりますけれども、寄港地に選ばれずに予約がキャンセルになる場合が一定数ございます。例えばこの中国発着でございますけれども、表中の29年9月現在に29回予約があったものが、今年度はやはり4回という寄港の実績になっているというように、岸壁の予約が多くなされておりますこの中国客船ですけれども、寄港につながらないという傾向があります。

一方で外国客船の日本発着クルーズやワールドクルーズは、岸壁の予約が実際の寄港につながる確率が非常に高いということが見受けられますし、その客層としまして高齢者や欧米人、日本人というのが多くて、寄港地におけるおもてなしとかスムーズな移動をより重視するという傾向がございます。

このようなクルーズ客船の状況、特徴を踏まえまして、真ん中の「予算の考え方」をごらんください。31年度は港湾振興課が行います岸壁での客船受入等業務委託料につきましては、高知新港に建設中の客船ターミナルを活用して、客船受け入れの円滑化、効率化を図り、乗客乗員の満足度向上を目指してまいります。

4の「業務委託の概要」のとおり、委託料の総額は1億2,215万5,000円で、50回の寄港を想定した額を計上させていただいております。内容につきましては歓迎セレモニーなどのイベント運営、観光案内等のサービス、シャトルバスの運行等でございます。客船ターミナルの供用開始、備品類を整備しますことから、これまでこの委託料において借り上げをしておりました仮設テント、発電機、椅子、机等の設置費用につきましては、今回の委託料においては削減するという形での、見直しを行っております。委託先の事業者につきましては、公募によるプロポーザル方式で決定したいと考えております。

次のページをお開きください。御説明しました客船受入等業務委託は、来年2月に完成します客船ターミナルを活用した受け入れを行います。客船受け入れ時にターミナル内で使用する備品類、先ほども申しました備品類の購入に係る経費ですけれども、この後港湾・海岸課の補正予算として、本会議にお願いしているところです。客船受入等業務委託は、このターミナルの利活用の内容に関連しますので、私ども港湾振興課から、整備する備品類の内容もあわせて説明をさせていただきます。

まず、左上の「概要」をごらんください。客船ターミナルの構造は鉄骨1階建て、延床面積1,401平米で、内部には出入国管理、税関、検疫といった、いわゆるC I Q業務を行う個室のほか、備品類を保管する倉庫、トイレなどを整備しています。これまで、先ほどもありましたが、受け入れにおいて、委託料で借り上げておりましたC I Q業務や客船受入に使用するテーブル、椅子、動線用のベルトパーテーションなどそのほか。あと防犯カメラ、C I Qを行う場合に外部との区画を仕切る可動式の間仕切り、あるいは検疫業務上必要な遮光性のロールカーテンなども、ターミナル内に完備していくということで、購入することを予定しております。

ターミナルがもたらす効果ですけれども、右上のほうにございます。現在、客船内で行っております入国審査は、船が着いてから乗船をし、入国審査の準備をするため、乗客の皆様が下船するまでの間が、120分から150分ほどかかっております。それを事前にターミナルで準備できるということで、時間が60分ほど短縮される見込みです。よりスムーズな下船により、県内の滞在時間の増加、立ち寄り場所の増加につながることを期待されますし、滞在時間の延長により県内での消費額が増加することが見込まれております。

そのほかの効果としましても、岸壁機能の充実、利便性の向上などによりまして、ターミナルを有する寄港数上位港に対する競争力が強化されることにもなりますし、天候に左右されないターミナル内で、より質の高い受け入れ対応、おもてなしを実施できるようになります。具体的には乗客が雨などにぬれず観光案内をしたり、あるいはバスなどの待機ができるなどのメリットが生まれます。

左下の、ターミナルの利活用として、そのほかにも客船寄港時の受け入れにはターミナル内で県産品の販売を行います。また、平時には施設を利用したよさこい踊りの練習場所、あるいは物産展など多用途に利活用することも考えております。

今後、岸壁での受け入れの中心の施設がこのターミナルになります。このターミナルを活用した受け入れおもてなしを行っていくことによりまして、乗客の利便性、快適性の向上を図り、満足度を上げてまいりたいと考えております。ひいては昨年策定しました第2期高知新港振興プランにも掲げております、西日本太平洋側の客船寄港地としての定着化、発展につなげていくことを目指してまいります。

説明は以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎西森委員 受け入れ業務の委託ですが、建物ができて、そこで受け入れをしていただく、それを委託するということだと思えるんですけども。ずっと常駐をされて、受け入れ業務をしていただけるんですかね。船が来たときだけ、何か対応するような形なのか。それと、どんなところを委託先として想定されておるのか。

◎江口港湾振興課長 受託の事業者につきましては、客船の寄港するときにやると。ただ、割と客船、早く来る場合もありますので、前の日から準備をしていただくというような形はあろうかと思えます。委託事業者の候補ですけども、県内の事業者、あるいは営業所なりを持つような団体になりますけれども、過去に応募があったところで言いますと、イベント会社ですとか、広告代理店とか、あるいは旅行会社とか、そういうようなところが想定されると考えております。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎加藤委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎小森港湾・海岸課長 はい。港湾・海岸課、小森でございます。よろしくお願ひいたします。

港湾・海岸課の補正予算、繰越明許費について説明させていただきます。資料の②議案説明書補正予算の158ページをお願いします。まず一般会計の歳出予算について説明させていただきます。3行目の2目港湾費の右の説明欄の2港湾管理費の下の高知港係留施設等管理運営委託料について説明します。当予算は、高知港の係留施設などの指定管理者への管理代行に係る委託料で、平成28年12月議会におきまして、平成29年度から3年間の支出予定額で債務負担行為の承認をいただいております。今年度予算に当初の支出予定額で計上しておりました。今回、高知新港への客船寄港回数が、当初の計画は平成28年度の寄港実績の23隻で積算しておりましたが、36隻に増加する見込みとなりましたので、それに伴い、寄港数の増加に対応するための委託料としまして、1,227万円の増額をお願いするものです。

その下の管理費は、先ほど港湾振興課から説明しました高知新港の客船ターミナルの供用開始に向けまして、使用する備品類の購入費用、2,462万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、その下の1目海岸費の説明欄の2海岸維持修繕費は、ことしの8月から9月に来襲しました台風の高波によりまして、県東部の海岸において、海岸堤防を横断して海へ出ている普通河川の河口部に土砂や流木などの漂流物が堆積し、排水機能が低下する被害が発生しました。また、高波により海岸堤防の遊歩道の舗装が剥がれる被害も発生しましたことから、土砂などの撤去や舗装の補修を、修繕を行う費用といたしまして800万円の増額

をお願いするものです。以上、一般会計歳出補正予算の合計は、3,554万9,000円の増額となっています。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。次のページ159ページをお願いします。まず、繰越明許費の追加について説明します。事業名の港湾施設改良費は、高知新港で整備中の客船ターミナル周辺の通路などを整備する工事で、関係者などとの協議に日数を要したことから、2,205万円の繰り越しを。

海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費は、土佐清水市の下ノ加江港海岸で、閉鎖に伴い設置する斜路の位置について、地元の方々との調整に日数を要したことから、1,530万円の繰り越しを。

河川海岸高潮対策事業費は、宿毛市の新田海岸で海岸堤防に隣接する家屋への、工事による振動対策などの検討に日数を要したことから、8,644万4,000円の繰り越しを。

河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、南国市の十市前浜海岸において、陸こう部の利用者と施工時期の調整に日数を要したことから、7,625万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更について説明します。事業名の港湾海岸高潮対策事業費は、宿毛湾海岸で工事用の道路計画について調整などに日数を要したことなどから、9月議会に承認いただいた額と合わせて、4億8,087万円の繰り越しをお願いするものです。

次に、港湾整備事業特別会計の補正予算について説明いたします。同じ資料の219ページをお願いします。説明欄の管理運営委託料は、先ほど一般会計で説明しました、高知港の係留施設などの指定管理者の管理代行に係る委託料の特別会計負担分となっています。港湾整備事業特別会計補正予算は、歳入、歳出ともに169万9,000円の増額をお願いするものです。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 今回の件に直接関係ないですが、新港の東船だまりですよね。あそこの船が入ってくる場所。今東から入ってきていますけれども、南から入ってくるように、何か工事があるというお話でしたが、これはいつごろやる予定ですか。

◎小森港湾・海岸課長 東船だまりの整備につきましては、もともと沖の防波堤ができる前に、高知新港の供用とあわせて、船だまりの供用も一緒に行っています。そのため、外海に面した南側の波が入ってくるほうについては、本来はそこに航路をつくる計画なんですけれども、防波堤がないことから、まずは東から暫定的に出入りしてもらうために、開口部、航路部分をあけまして、南側については仮のケーソン、コンクリートの箱を置いて暫定的に利用してきました。直轄事業によって東第二防波堤の整備が進んできましたので、本来のものの計画になるように今年度から南側をあけて、それに伴いまして移したコンク

リートの箱、ケーソンを、そこの波を抑えるための防波堤に流用する計画で進めております。

◎坂本（孝）委員 ことしからということは、30年度に南をあけたということですか。

◎小森港湾・海岸課長 大体40メートルの幅で、ケーソンを4函動かすんですけれども、今年度工事で2函、来年度工事で2函移す予定にしております。

◎坂本（孝）委員 一部の漁協との関係が、ちょっとぐらぐらしているということも聞かれますが、ここの辺の問題はないですか。

◎小森港湾・海岸課長 東船だまりを利用していただける漁協の皆様とは、東船だまり協議会というものを設置していきまして、年に1、2回、いろいろ整備状況でございますとか、今後の工事の進捗とか、やり方とか、そういったものを調整させていただいております。まずは東船だまりを、本来の南側をあけてほしいというのも、その地元の利用者の方々から強い要望がありまして、今あける工事を進めているところです。

◎坂本（孝）委員 そしたら平成31年度に、残る二つも入れてやるわけですね。そしたらその時点で、問題はなくなりそうやという考え方でいいんですかね。

◎小森港湾・海岸課長 今も状況は一緒なんですけど、台風のときには東船だまりには、船は恐らく置けない状況です。南を開ければ、なおさら置けない状況なんですけど。その点については、もともと仁井田のほうに船を置く場所があるので、異常時にはそっちへ逃げるという話で、ぜひともあけてほしいという要望でございます。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

〈防災砂防課〉

◎加藤委員長 続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）に係る会計検査院の指摘について、防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾参事兼防災砂防課長 防災砂防課の報告事項について御説明いたします。土木部報告事項の防災砂防課のインデックスのページをお開きください。社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）に係る会計検査院の指摘について、御説明させていただきます。

平成28年4月に、国土交通省から防災・安全交付金事業の交付決定を受け、同年に地すべり対策事業を実施いたしました。このうち越知町谷ノ内地区で実施した、地すべり観測委託業務の一部について、会計検査院から国費の対象外との指摘を受け、平成30年11月9日に国会へ報告されました。

今回、国費の対象外と指摘を受けた業務内容は、紙媒体で保管している約50年分の地すべり調査などに関する資料を、今後の地すべり対策の方針を検討するため、PDF形式に

電子化を行ったもので、充当した国費209万円が不当との指摘を受けたものです。

指摘に至った原因ですが、交付金対象についての認識が不十分であったため、本来は県単独費で計上すべき業務内容を、交付金事業に含めて計上したことです。

今後の対応ですが、国に返還を要する国費209万円について、国土交通省と調整の上、返還の手続を進めていきます。また、再発防止に向け、交付金対象費用についての十分な理解と、業務の適切な執行を行うよう、全ての関係職員に対し周知徹底を図ってまいります。

以上で、説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 それでは、先ほど中断をいたしました審議について、公園下水道課から説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 2点ございます。まず、のいち動物公園のその他収支、平成29年度決算だけ1,600万円と多い理由について説明させていただきます。

100万円未満の小修繕につきましては、指定管理者のほうで修繕いただくんですけども、今まで開園して25年たっているというところで、修繕しなきゃいけないところが多かったんですが、なかなかそれができていなかったというものを、平成29年度に、のいち動物公園の正味財産が3億4,000万円ほどあるんですけども、その内部留保の額を切り崩しまして、ちょっとここにリストがあるんですけども、小修繕を多々やっております。そのために平成29年度の支出額だけ、1,000万円ほど多い額になっているものでございます。

2点目、春野運動公園の労務単価が上昇に伴い、ということとは逆に、28年度決算、29年度決算、30年度予算と比較してみると、年々減っているのがこれはいかに、という質問でございます。27年度決算にさかのぼって言いますと、27年度決算は8,535万5,000円という金額でございまして、それに対しまして28年度が8,913万4,000円ということで、ふえてございまして、年々少なくなっているというものではございません。28年度がふえた要因としましては、サーカス等の大規模イベントがこの年度にあったということで、それに対応するための体制整備や、時間外についてお支払いしたということで、29年度が大きくなっているものでございます。26、27、28、29、30と5カ年で予算を組んでおりますけれども、それにつきましては30年度予算にありますように、例年8,200万円程度、通年同じ額を組んでございます。その年度年度でそういったイベント等に対応した、時間外等であるとかというものが増額して、決算になった結果、こういった額になっているものでござい

す。以上です。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 わかりました。説明でいくと、例えばさっきの、のいち動物公園の修繕のために正味財産を取り崩して、収入に入れてそれで執行しているということなんですか。けれども、このその他のところは、そういうのが結構多いんですか。

◎片岡公園下水道課長 確認をしましたところ、この1,000万円ほど増額している要因としては、修繕だけです。その他は微増、微減はありますけれども、この増額、減額の変更要因としては、主なものはございません。修繕が主な原因でございます。

◎坂本（茂）委員 ちょっと心配するのは、正味財産を切り崩して、さっき言われるような老朽化が進みゆう中で、やっぱりそういうことが割と頻繁に起きてくるというときに、どんどん財産を切り崩してやらんといかんような状況になってくると、ちょっとしんどい部分も出てきますよね。そこは十分留意して執行していただけたらと思います。

◎片岡公園下水道課長 承知しました。平成33年度がのいち動物公園の30周年になります。30周年にあわせまして、園のリニューアルであるとか、また新しい目玉商品を入れるとか、まだ決まっていないんですけれども、そこら辺もそういったことも加味しまして、検討していくようにしたいと考えております。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

《採決》

◎加藤委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案3件、条例その他議案7件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成30年度高知県一般会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第4号議案「平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第5号議案「平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第9号議案「高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第13号議案「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第22号議案「高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第22号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号議案「高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第23号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第24号議案「国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第25号議案「県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第25号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第26号議案「県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。

よって、第26号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

《閉会》

◎加藤委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

12月18日火曜日は、午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。 (15時38分閉会)